

葉山町
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

平成26年12月

葉山町

目次

第1章 計画の策定にあたって	7
1 計画策定の趣旨	7
2 計画策定の背景	8
3 計画の対象	10
4 計画の性格	11
5 計画の期間	12
6 計画の策定体制	12
第2章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の基本理念	15
2 基本方針	16
3 基本目標	17
4 重点施策	18
第3章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状	21
1 人口等の状況	21
2 葉山町の子育て家庭を取り巻く現状	28
3 教育・保育サービス利用の現状	32
4 ニーズ調査からみた子育て家庭状況	36
第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る量の見込みと 確保の方策	53
1 新制度における事業の概要	53
2 保育認定について	57
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計	61
4 家庭類型（現状・潜在）	62
5 人口推計	63
6 教育・保育提供区域の設定	64
7 教育・保育及び地域型保育事業	65
8 地域子ども・子育て支援事業	69
9 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	79
10 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	79
11 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する県との連携	79
12 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	79
第5章 計画の推進体制	83
1 推進体制の充実	83
2 計画の点検・評価に向けて	83
3 国・県等との連携	83

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

葉山町では、平成22年3月に「葉山町次世代育成支援行動計画」(後期計画)を策定し、「海とみどりにはぐくまれ、のびのび育て葉山の子 ともに育つ豊かなまち葉山」を基本理念に、「みんなで支える、子育て家庭」「ともに育つ、子どもと保護者」の2つを基本目標として取り組んできました。

国では平成15年には「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、「少子化社会対策基本法」に基づき平成16年6月には「少子化社会対策大綱」、同年12月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けています。

しかし、このような取り組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感と負担感が増加していること、待機児童問題等もあることから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。

新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、職場や地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主の取組支援の充実が図られることとなります。

さらに、未婚化・非婚化・晩婚化の進行や若い世代の所得の伸び悩みなど、希望しても妊娠・出産・子育てに結実しない現状が少子化をより深刻化させており、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援が求められています。

こうしたことから、本町では、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、認定こども園の普及促進をはじめ、幼稚園・保育所における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、本町の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、本計画において、平成27年4月から5年間の本町の子ども・子育て支援の取組について定めます。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定は任意化されていますが、これまでの取り組みをふまえ、本計画は「葉山町次世代育成支援行動計画」と一体的に策定を行い、その基本理念・基本方針を引き継ぐものとします。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

- 1994年（平成6年）4月 子どもを保護の対象としてだけでなく、人権の主体として認め、それを保障する「児童の権利に関する条約」が批准される。
- 12月 「エンゼルプラン」(今後の子育て支援のための施策の基本的方向について)が策定される。
そこでは、平成7年度を初年度とする「緊急保育対策等5か年事業」も策定される。
- 1996年（平成8年）3月 制定後50年が経過する児童福祉法の改正も視野に入れた、児童福祉施策の抜本的な見直しに向けて、中央児童福祉審議会による検討が始められる。
- 1997年（平成9年）6月 児童福祉法等の一部を改正する法律が公布される。そこでは、保育所への入所が、措置から、利用者と保育所との契約によるものへと改められている。
- 1998年（平成10年）4月 中央児童福祉審議会の検討結果をふまえて、新しい時代に対応した児童福祉法改正案が施行される。
- 1999年（平成11年）12月 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が策定され、さらなる事業の充実が求められる。
- 2002年（平成14年）9月 「少子化対策プラスワン」が発表され、男性と女性の育児休業取得率の具体的数値目標を設定するなど、制度の利用の促進が図られる。
- 2003年（平成15年）7月 次世代育成支援対策推進法が制定され、各自治体が「次世代育成支援行動計画」を策定することが明確に義務づけられる。
- 2004年（平成16年）11月 「児童福祉法の一部を改正する法律案」が、第161回（臨時）国会において、衆議院で一部修正が加えられ、11月26日の参議院本会議にて全会一致で可決、成立する。
- 2006年（平成18年）6月 少子化社会対策会議で「新しい少子化対策について」を決定。
- 2007年（平成19年）12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられる。
- 2008年（平成20年）12月 子育て支援事業等を法律上に位置づけ、質の確保と事業の普及促進及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正し、地域・一般事業主・特定事業主における取り組みを促進する等「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布される。
- 2012年（平成24年）8月 「子ども・子育て関連3法」が制定される。

(2) 神奈川県動き

- 1997年（平成9年）3月 国のエンゼルプランをふまえ、少子化対策のため、「かながわ子ども未来計画」が策定される。
青少年の健全育成を図るため、「かながわ青少年プラン21」が策定される。
- 2001年（平成13年）4月 「神奈川県青少年関係相談機関連携会議」が設立される。
- 2002年（平成14年）7月 「青少年の健全育成を進める県民大会」が開催される。
- 2005年（平成17年）3月 次世代育成支援対策推進法に基づき、「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」が策定される。

(3) 葉山町の動き

- 1997年（平成9年）3月 母子保健の充実を図るため、「葉山町母子保健計画」が策定される。
- 2000年（平成12年）3月 深刻化している少子化やその子どもを取り巻く様々な問題に柔軟な対応をし、子育てに喜びや楽しみを感じ、健やかに子どもが成長できる町づくりを実現させるために、「葉山町児童育成計画」が策定される。
- 2003年（平成15年）3月 前計画の成果をふまえ、「健やか親子21」等の視点に立って、「第2次葉山町母子保健計画」が策定される。
- 2005年（平成17年）3月 次世代育成支援対策推進法に基づき、「葉山町次世代育成行動計画」（前期計画）が策定される。
- 2010年（平成22年）3月 次世代育成支援対策推進法に基づき、「葉山町次世代育成行動計画」（後期計画）が策定される。

3 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業者とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とします。

また、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、就学前の子ども（0～5歳）が主たる対象者となり、事業によって小学生までが対象となるものもあります。

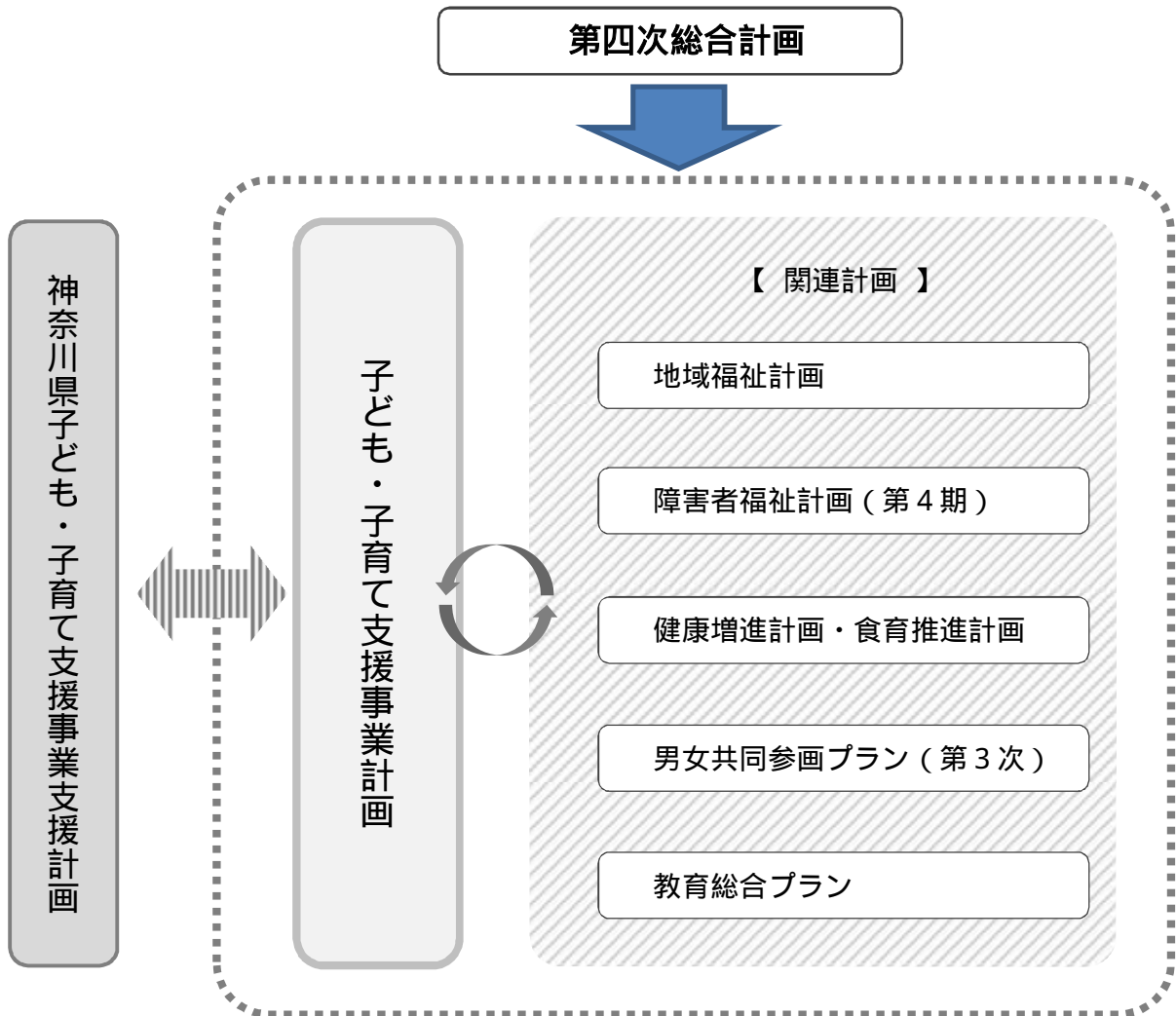
各事業と対象児童年齢

事業	対象児童年齢
教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園）	3～5歳
保育認定（幼稚園）	3～5歳
保育認定（保育所・認定こども園）	3～5歳
保育認定（保育所・認定こども園＋地域型保育）	0歳、1・2歳
時間外保育（延長保育）	0～5歳
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～3年生、4～6年生
子育て短期支援事業（ショートステイ等）	0～18歳
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	0～2歳
一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
病児保育事業	0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、 1～3年生、4～6年生
利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

4 計画の性格

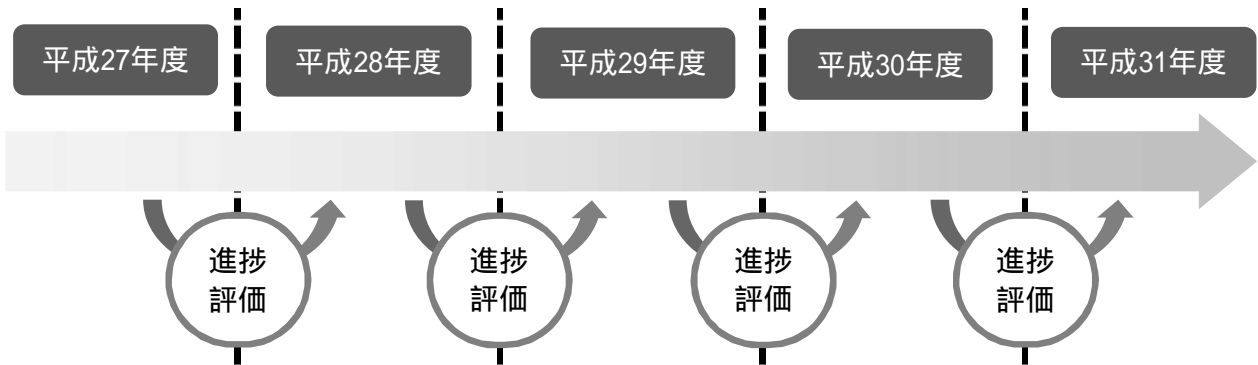
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。そのため、計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をふまえる必要があります。

また、葉山町の総合計画における施策の方向性をふまえるとともに、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意します。



5 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

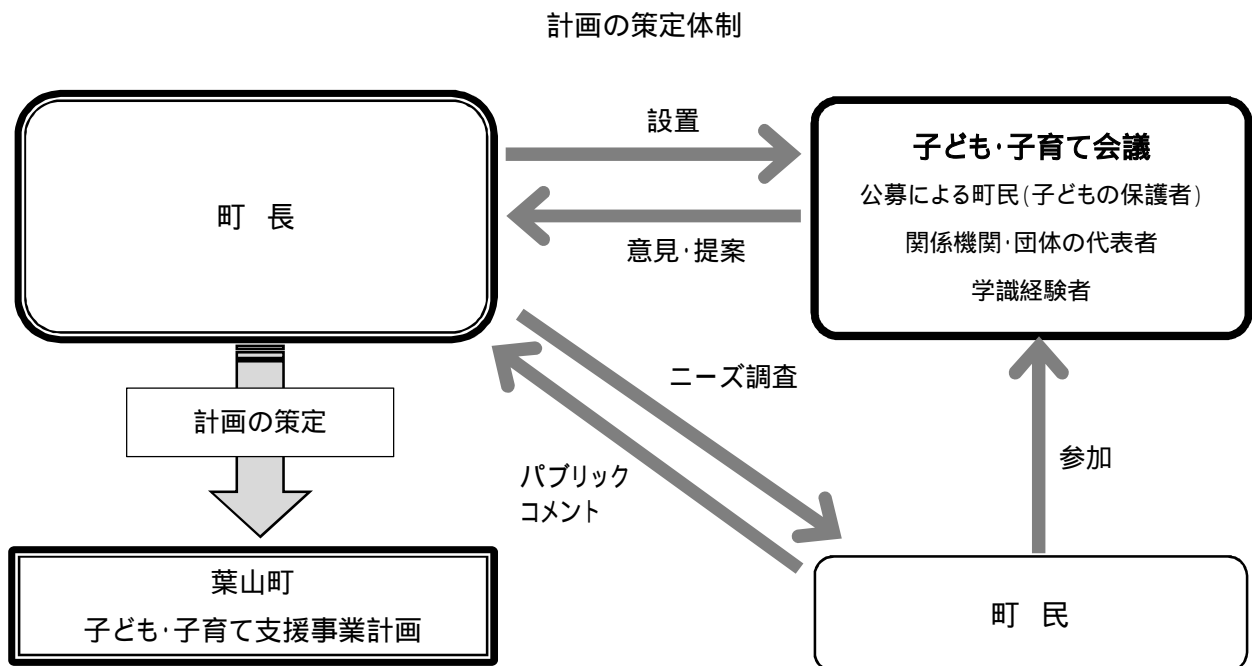


計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町長の附属機関として、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「葉山町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行いました。

さらに、葉山町の子ども・子育て支援対策に関する様々な基礎的データを収集するため、平成25年11月及び平成26年1月に町内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、計画策定のための参考としました。



第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「葉山町次世代育成支援行動計画」では、子ども一人ひとりの人権が尊重され、地域のなかで健やかに育ち、保護者が安心して子どもを生き育てられる地域を実現するため、「海とみどりに はぐくまれ、のびのび育て葉山の子 ともに育つ豊かなまち葉山」を計画の基本理念として掲げ、子育て支援体制の推進を図ってきました。

平成27年4月から始まる子ども・子育て新制度では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちのためには、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要であるとともに、子育ての充実感を得られるなどの親の成長も重要です。

さらには、親子だけではなく、親子を取り巻く地域の支援や教育環境の整備も重要な課題であり、こうした子育て家庭を、地域が一体となって支援する必要があります。

そこで、葉山町では、地域全体でいきいきとした元気な親子を育成するために、「葉山町次世代育成支援行動計画」を引き継ぎ、本計画の基本理念を次のとおり掲げます。

基 本 理 念

のびのび育て葉山の子

- 地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山 -

この基本理念に基づき、行政と町民が協働して、元気な親子が育成されるよう、本計画を推進していきます。

具体的には、子どもの最善の利益を追求し、子育ての第一義的責任を有する保護者の親としての成長を支援し、地域全体で支え合う社会を目指していきます。

2 基本方針

「葉山町次世代育成支援行動計画」を引き継ぎ、次の2つの基本方針を設定し、その実現を目指します。

基本方針 1 みんなで支える、子育て家庭

基本方針 2 親と子がともに成長する環境づくり

基本方針 1 みんなで支える、子育て家庭

子どもとその家庭を地域全体で支えていくためには、地域全体で子育てを支援していく体制づくりが求められています。

子育ての基本は家庭であり、家族がお互いに協力し合いながら、深い愛情と理解をもって子どもをはぐくみ、子どもを健やかに育てることのできる家庭を築いていくことは重要です。

しかし、核家族化の進展や地域との人間関係の希薄化などによって、家庭の子育て機能は低下してきています。

こうした状況のなかにあって、男性の育児への参加の促進や、保護者への子育ての知識や情報の積極的な提供を図るとともに、地域の人々の支えあいの輪を広げていくことが重要です。

子どもは地域のみんで育てる、という視点から、地域の人々が、子どもたちを優しく見守り、その保護者たちを温かく支えていくような地域づくりをめざします。

基本方針 2 親と子がともに成長する環境づくり

保護者は、子どもを育てるという経験を通じて、自らも、様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと保護者とが、ともに育つ機会でもあります。

子どもを生み、育てていきたいと考えている人が、安心して子どもをもち、育てることの喜びや楽しさを実感し、子どもとともに成長していけるように次代の親の育成、家庭・地域の教育力の向上、子どもの健全育成の推進、子どもの人権を尊重する社会づくりなど親と子がともに成長する環境づくりを進めます。

3 基本目標

前記の基本理念と基本方針にたち、町の現状や計画策定のためのニーズ調査の結果をふまえて、次の5つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

(1) 定期的な教育・保育事業の充実と多様化

勤労世帯の転入や就労希望者の増加などにより、近年、定期的な保育ニーズが高まっており、認可保育所の待機児童数も増加傾向にあります。

その一方で、幼稚園の利用を希望する保護者も多く、教育面に対する根強い支持もあります。

子育て世帯のニーズが従来よりも多様になっていることをふまえ、各世帯の事情に応じて教育・保育の機会が適切に得られるように、教育・保育事業の充実が必要です。

(2) 一時預かり、病児・病後児保育の充実

子育てをする上での周囲からのサポートとして、一時預かりの充実を求める声が多くあります。

また、就労世帯の不安感を和らげるため、病児保育の実施が求められています。

定期的な保育事業とは別に、一時預かりや病児・病後児保育など各種の保育サービスの充実が必要です。

(3) 子育て交流の場の提供・充実

育児相談やアドバイスなどの精神的サポートを含めて、子育て交流ができる場の提供や充実が求められています。

子育て世帯が孤立しないように、気軽に相談や情報交換ができる子育て交流の場を増やしていくことが必要です。

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

定期的な保育ニーズの高まりに伴って、今後、小学校就学後の放課後の過ごし方が課題となることが予想されます。

放課後児童クラブの充実など、小学生が放課後に安全で充実した時間を過ごせる環境を整えることが必要です。

(5) 子どもの発達面での支援

ニーズ調査の結果では、子育てをする上で不安に感じていること、困っていることとして、未就学のお子さんをもつ保護者の約4割が、子どものこころの育ちの問題をあげています。

特別な支援を要する家庭に対しても、様々な子育て支援策を利用できるような環境を整えることが必要です。

4 重点施策

(1) 教育・保育事業の充実と多様化

重点施策 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所など）

幼稚園の認定こども園への移行の推進
公的保育サービスの充実（認可保育所の増設、家庭的保育事業の実施等）

(2) 一時預かり、病児保育の充実

重点施策 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など

幼稚園の預かり保育の充実（長期休み中の実施）
一時預かりの提供場所の拡大
病児・病後児保育事業の実施

(3) 子育て交流の場の提供・充実

重点施策 地域子育て支援拠点事業など

子育て支援センター、児童館等で実施するひろば事業の充実
子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

重点施策 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など

放課後児童クラブの増設（多様な選択肢の用意）
放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）の実施検討

(5) 子どもの発達面での支援

重点施策 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など

保育所、放課後児童クラブ等での発達に課題のある子の受入れ
たんぽぽ教室、発達支援システムのきめ細やかな推進

第3章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

第3章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

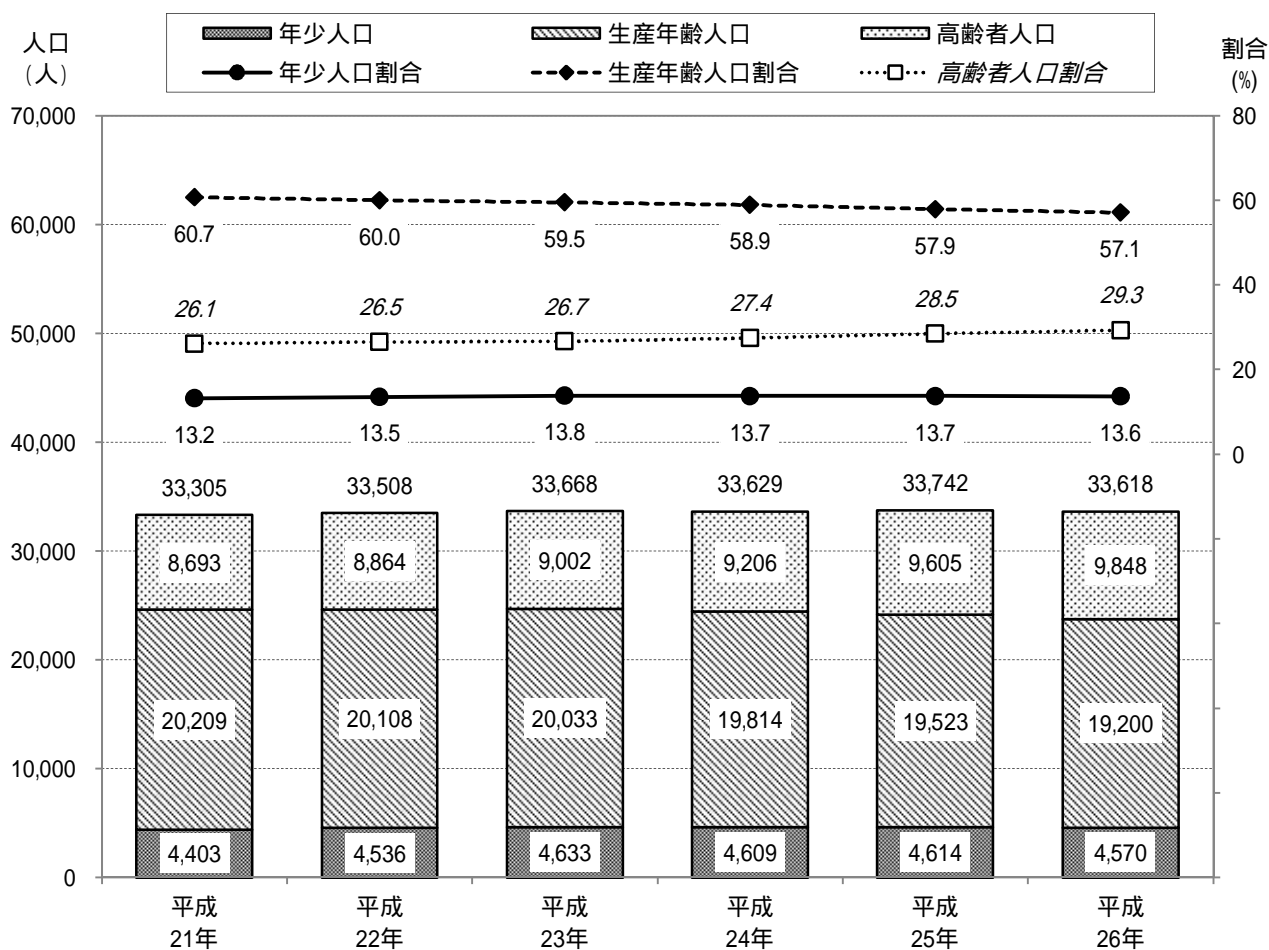
1 人口等の状況

(1) 人口

人口の推移

本町の人口は平成26年4月1日現在で33,618人となっています。生産年齢人口割合が徐々に減少し、高齢者人口割合が増加する傾向にあります。

図表 総人口などの推移

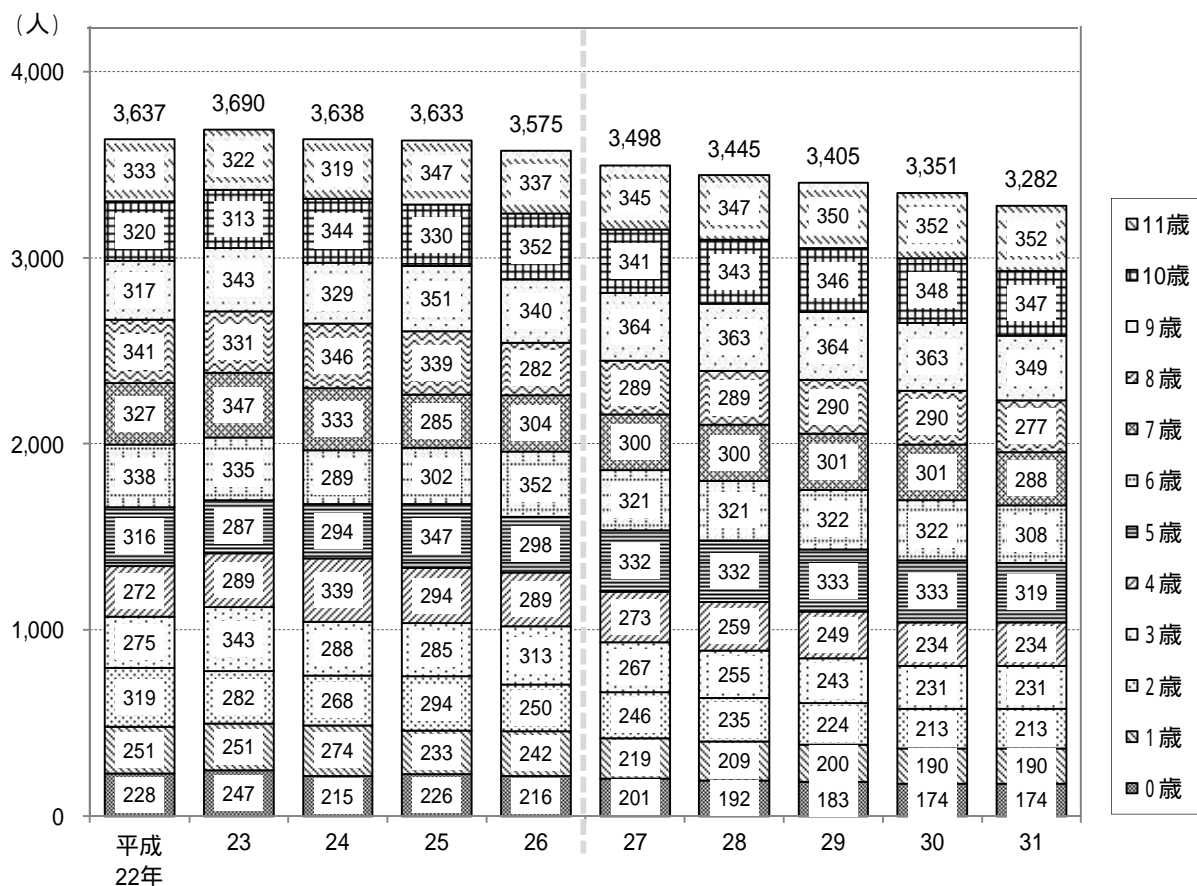


資料：葉山町住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在）

子どもの人口

子ども（11歳以下）の人口は平成23年以降減少傾向となっています。

図表 子どもの人口の推移（葉山町）



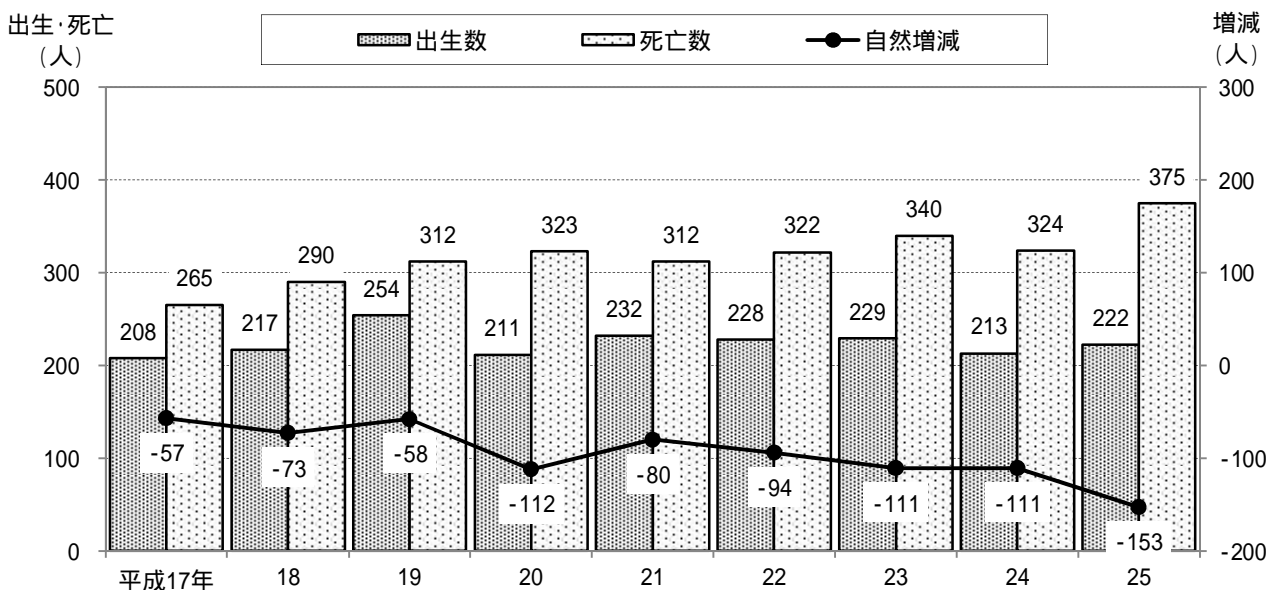
資料：平成26年までは葉山町住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在）、
平成27年以降は平成25年までの人口を基に推計

人口動態

出生数と死亡数の推移では、死亡数が出生数を上回って推移しており、その差である自然増減は平成23年以降100人以上の減少となっています。

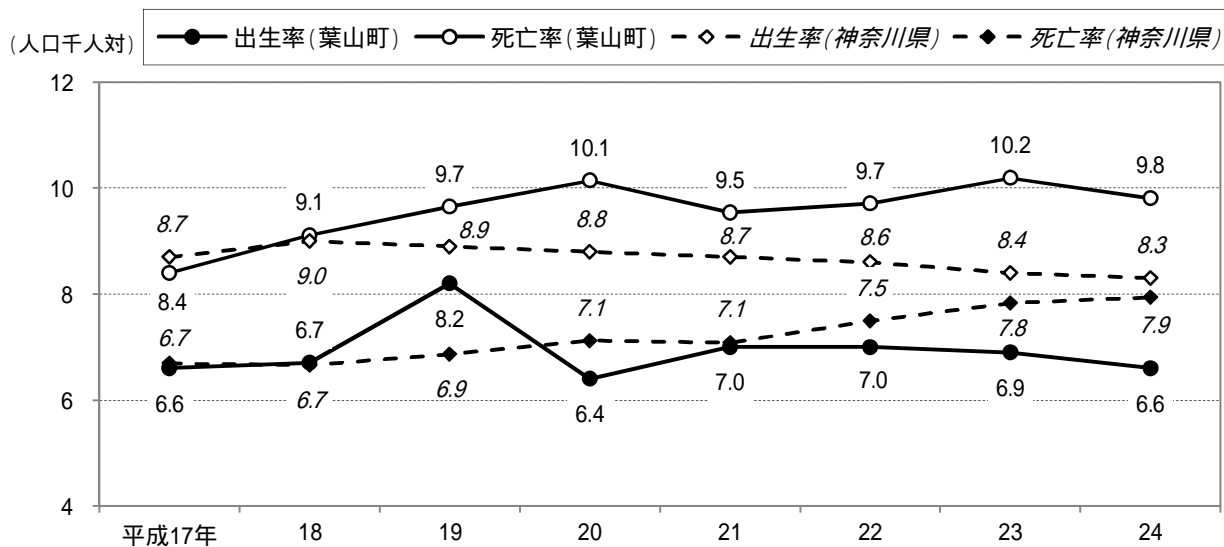
出生数と死亡数の推移では、出生率は県平均を下回って推移しています。一方、死亡率は県平均より2～3ポイント上回っています。

図表 人口動態の推移（葉山町）



資料：統計はやま

図表 出生率と死亡率の推移



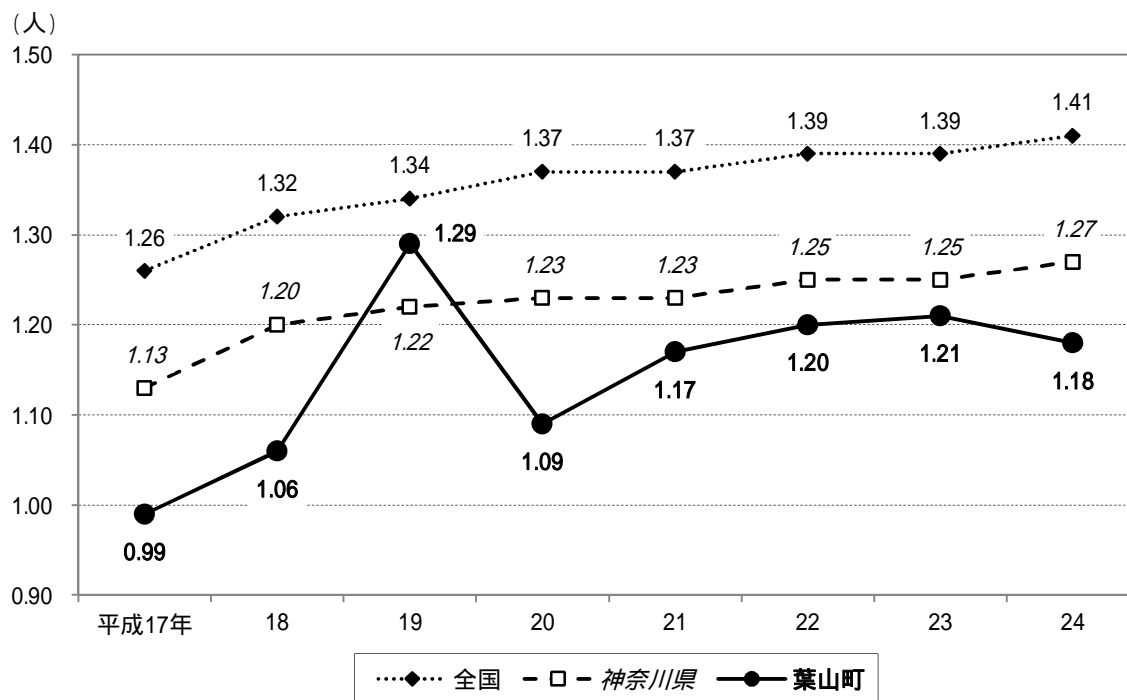
資料：神奈川県衛生統計年報（各年10月1日現在）

合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は上下がありながらも平成20年以降上昇傾向にありましたが、平成24年は1.18であり、平成23年より低くなっています。

また、平成19年以外はいずれも全国、神奈川県を下回っています。

図表 合計特殊出生率

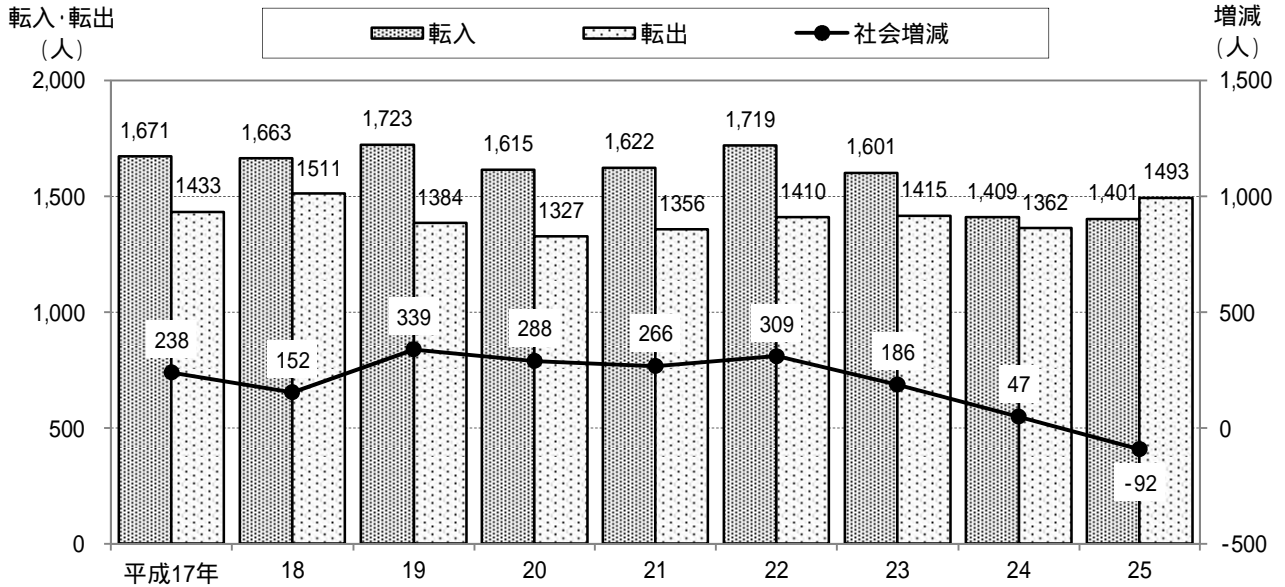


資料：厚生労働省 人口動態統計、神奈川県衛生統計年報

社会動態

転入と転出の推移では、転入と転出の差である社会増減は、平成19年から平成22年まで300人前後の増加がみられましたが、平成23年から増加数が落ち込み、平成25年では減少に転じています。

図表 社会動態の推移（葉山町）



資料：統計はやま

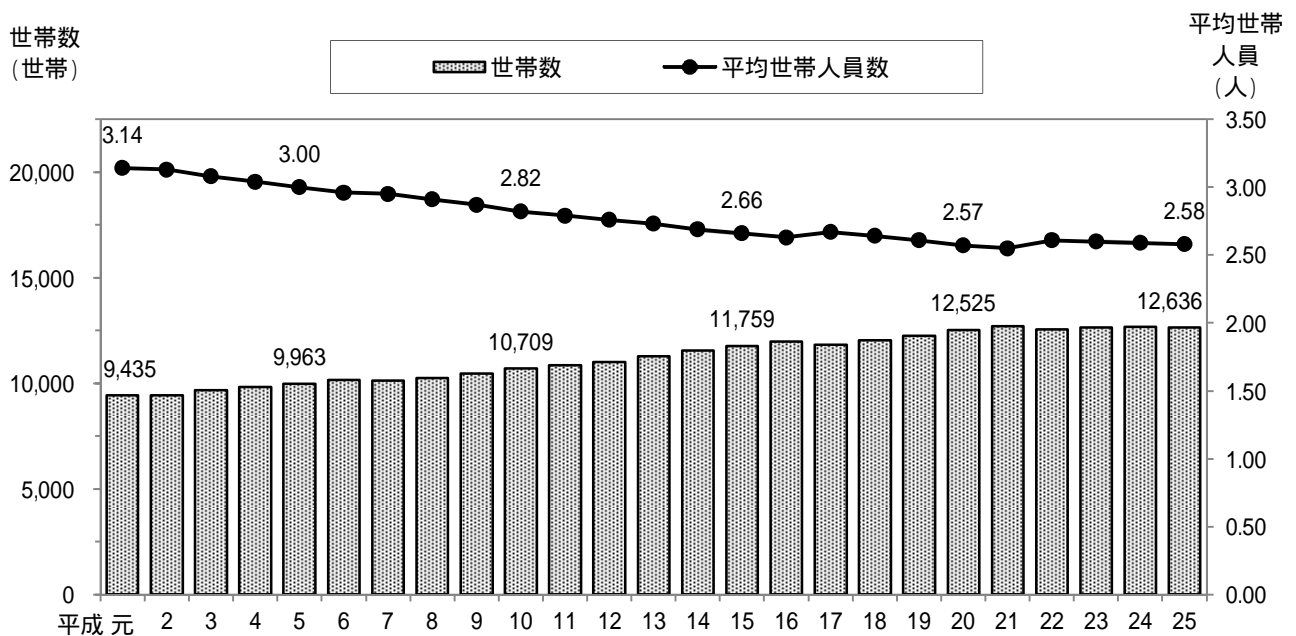
(2) 世帯

世帯数と平均世帯人員

本町の世帯数は増加傾向にあり、平成25年10月1日現在では12,636世帯となっています。

1世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向でしたが、平成20年頃から横這いとなっています。

図表 世帯数と平均世帯人員の推移（葉山町）



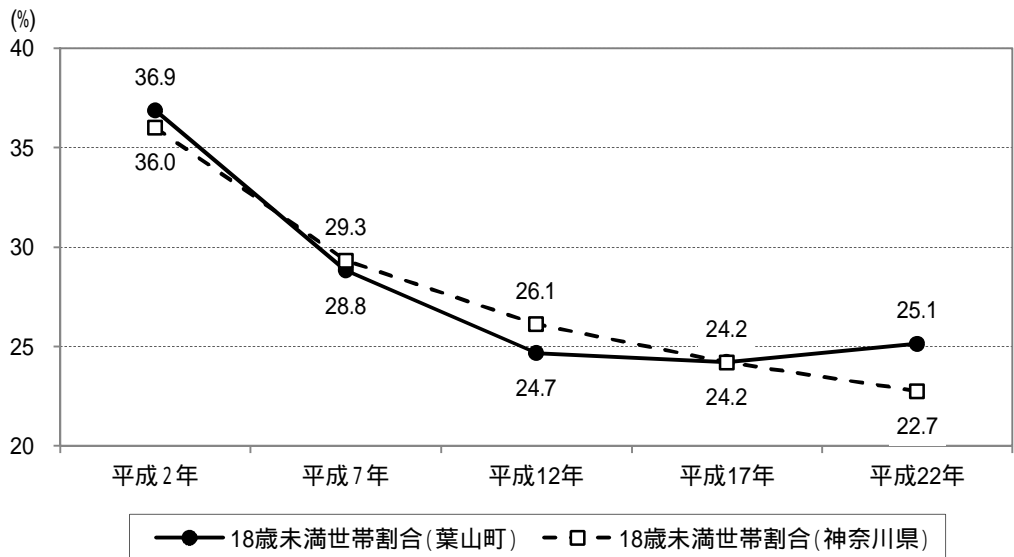
資料：統計はやま（各年10月1日現在）

子どもがいる世帯

一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の割合は、県平均では減少傾向となっていますが、本町では平成22年に増加に転じ、県平均を2.4ポイント上回っています。

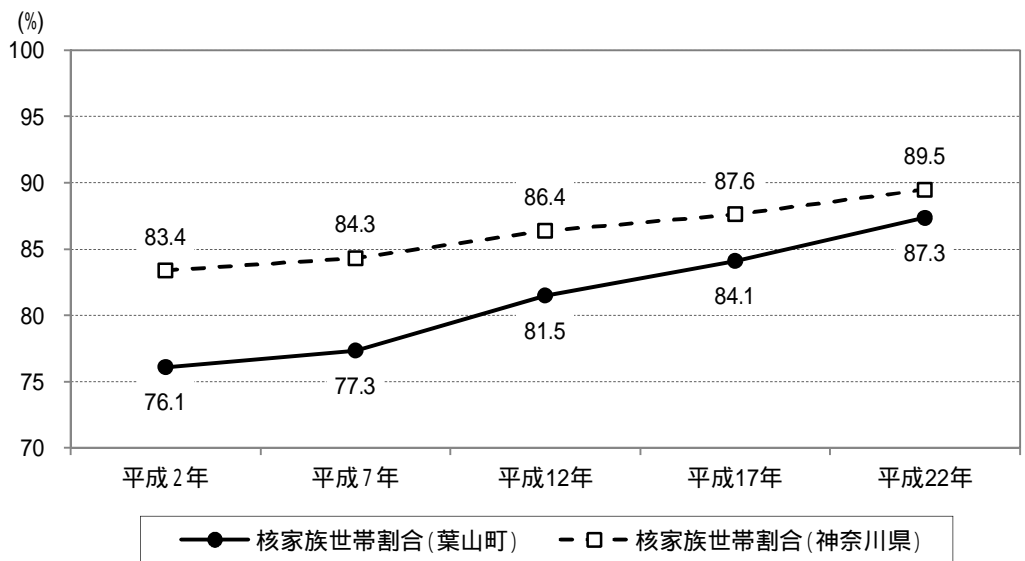
18歳未満の児童がいる世帯に占める核家族の割合は本町、県平均ともに増加傾向にあり、本町は県平均を下回って推移していますが、年々差は小さくなっています。

図表 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 18歳未満の児童のいる世帯数での核家族世帯割合

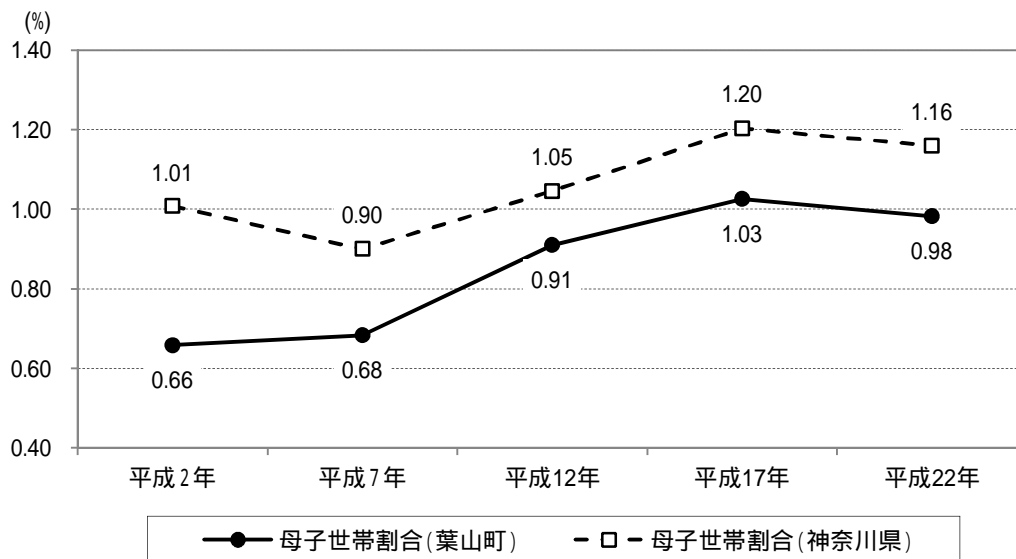


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

母子世帯・父子世帯

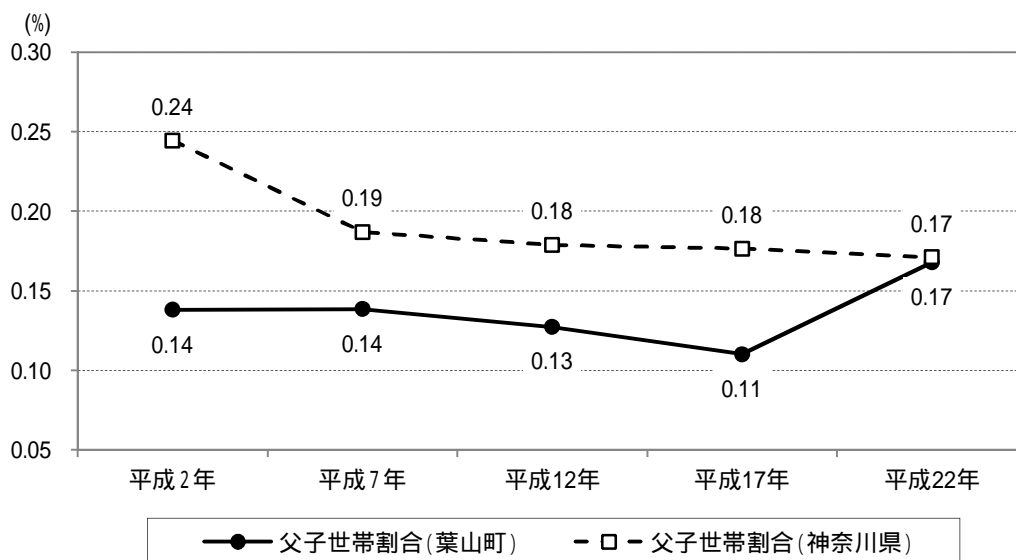
一般世帯数に占める20歳未満の子どもがいるひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の割合をみると、母子世帯では本町は県平均を下回っており、平成17年までは上昇傾向にありましたが、平成22年には減少しています。父子世帯は平成17年までは県平均を下回っていましたが、平成22年に増加し、県平均と同率となっています。

図表 一般世帯に占める20歳未満の子どもがいる母子世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 一般世帯に占める20歳未満の子どもがいる父子世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 葉山町の子育て家庭を取り巻く現状

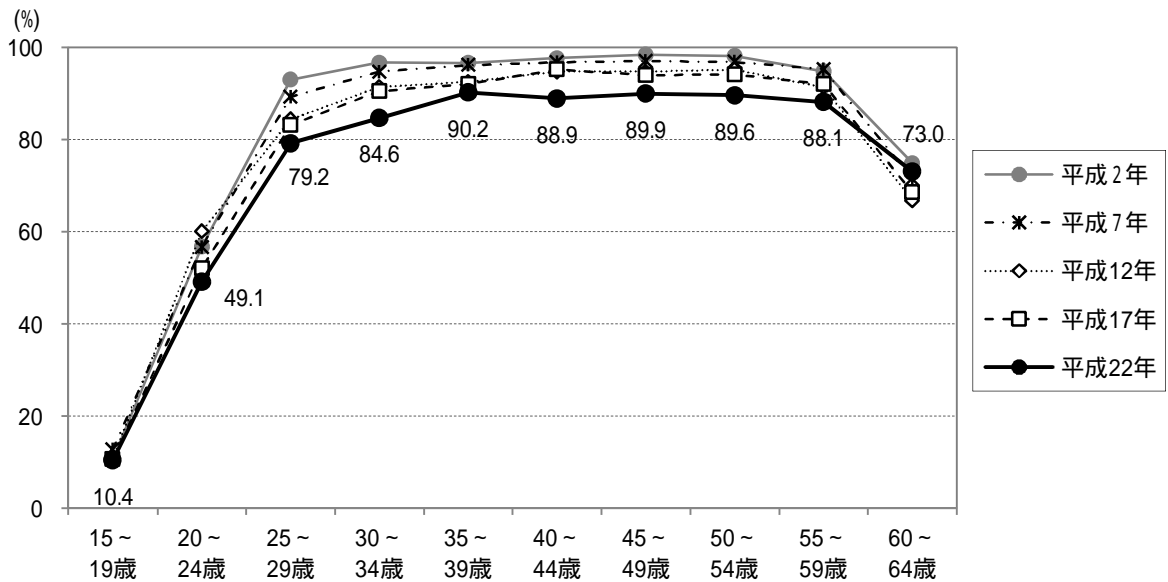
(1) 就労

就業率

男性の就業率は年ごとに低下傾向がみられ、平成22年は59歳以下で平成2年以来最低の割合となっています。

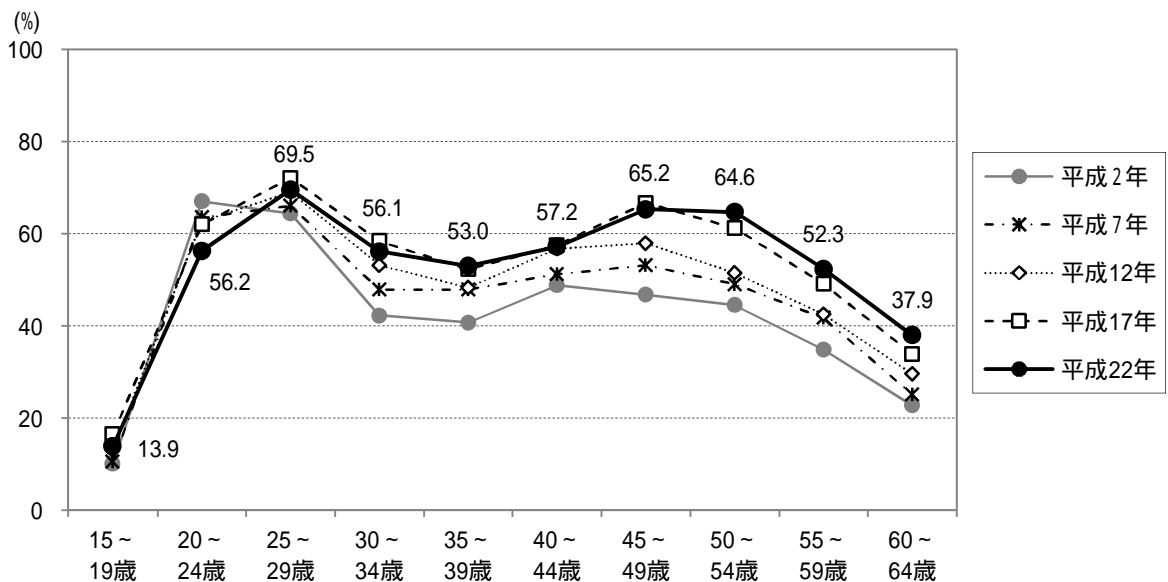
女性の就業率をみると、30代前後で就業率が下降するいわゆる「M字曲線」は、年々差が小さくなっていましたが、平成17年と平成22年では大きな変化がみられません。

図表 男性の就業率の推移（葉山町）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 女性の就業率の推移（葉山町）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

従業上の地位

15歳以上の就業者の従業上の地位をみると、男性は「正規の職員・従業員」が59.1%を占めています。女性は「正規の職員・従業員」は33.5%にとどまり、「パート・アルバイト・その他」が43.2%となっています。

図表 就業者の従業上の地位の割合（葉山町）

(%)

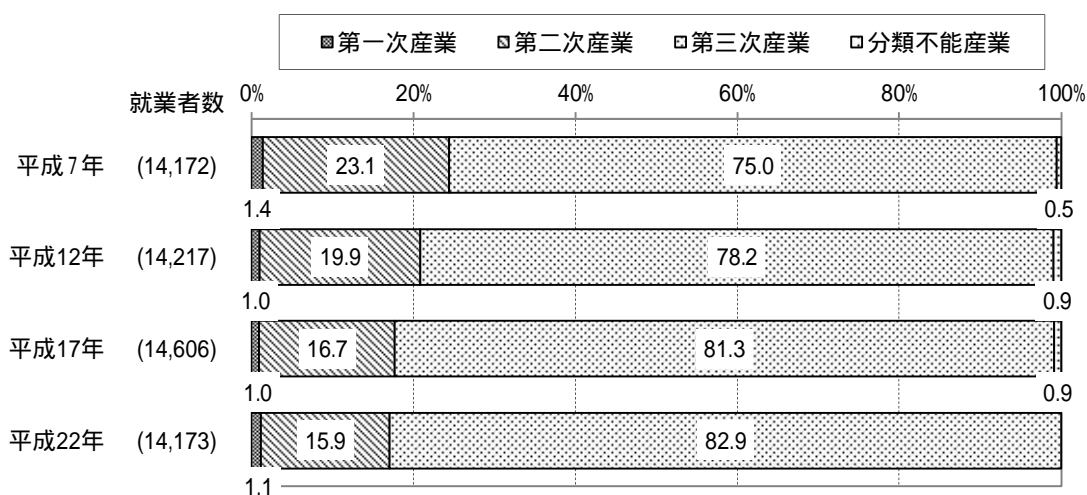
	15歳以上 就業者数 (人)	雇用者			役員	雇人の ある業主	雇人の ない業主	家族 従業者	家庭 内職者	不明
		正規の 職員・ 従業員	労働者 派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト・ その他						
男性	8,339	59.1	1.5	10.2	14.2	3.9	9.8	0.9	0.0	0.4
女性	5,834	33.5	4.0	43.2	6.1	1.3	5.3	6.1	0.1	0.4

資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

産業別就業者割合

産業別就業者割合は、第二次産業就業者の割合が低下し、第三次産業就業者の割合が高くなっています。

図表 産業別就業者割合の推移（葉山町）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 婚姻

婚姻・離婚

婚姻件数は平成17年以降110件から150件台で推移しています。婚姻率は人口1,000人当たり3件から5件と、県平均を下回って推移しています。

離婚件数は平成21年までは50件から60件でしたが、平成23年以降は70件を超えています。離婚率は人口1,000人当たり1.6人から2.0人で推移しており、平成21年までは県平均を下回っていましたが、平成23年以降は県平均を上回っています。

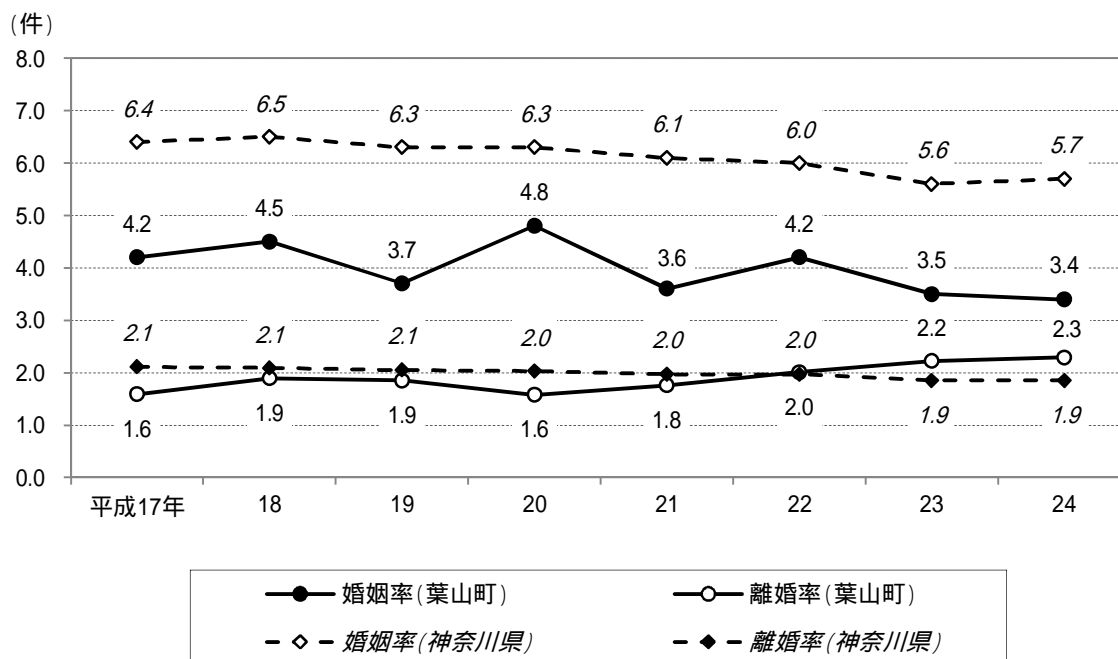
図表 婚姻・離婚件数(葉山町)

(件)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻	133	143	119	155	118	138	116	111
離婚	50	60	59	51	57	66	73	75

資料：神奈川県衛生統計年報

図表 婚姻率・離婚率の推移(人口1,000人当たりの件数)

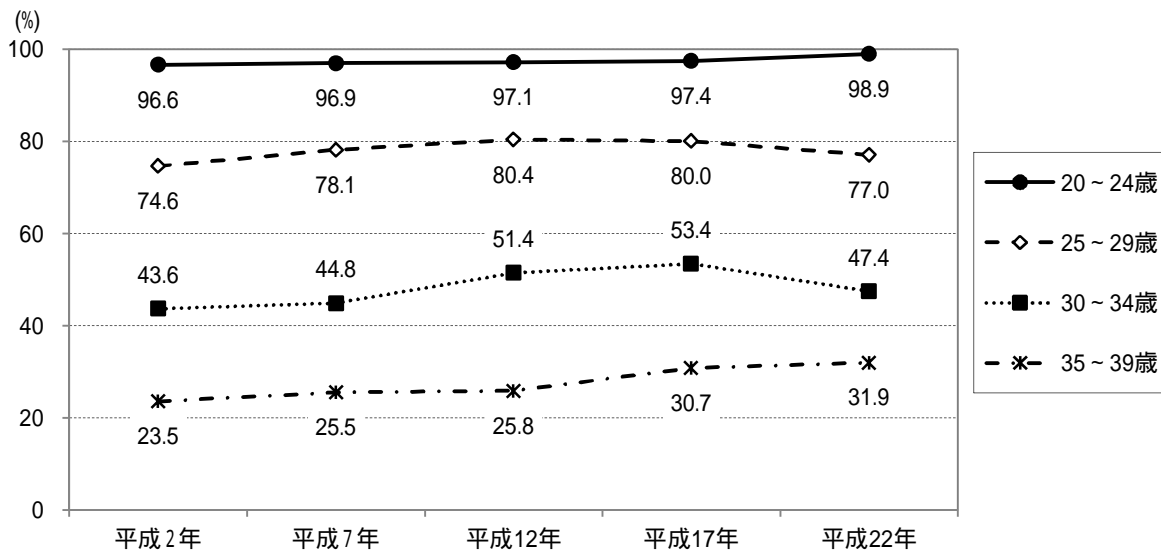


資料：神奈川県衛生統計年報

未婚

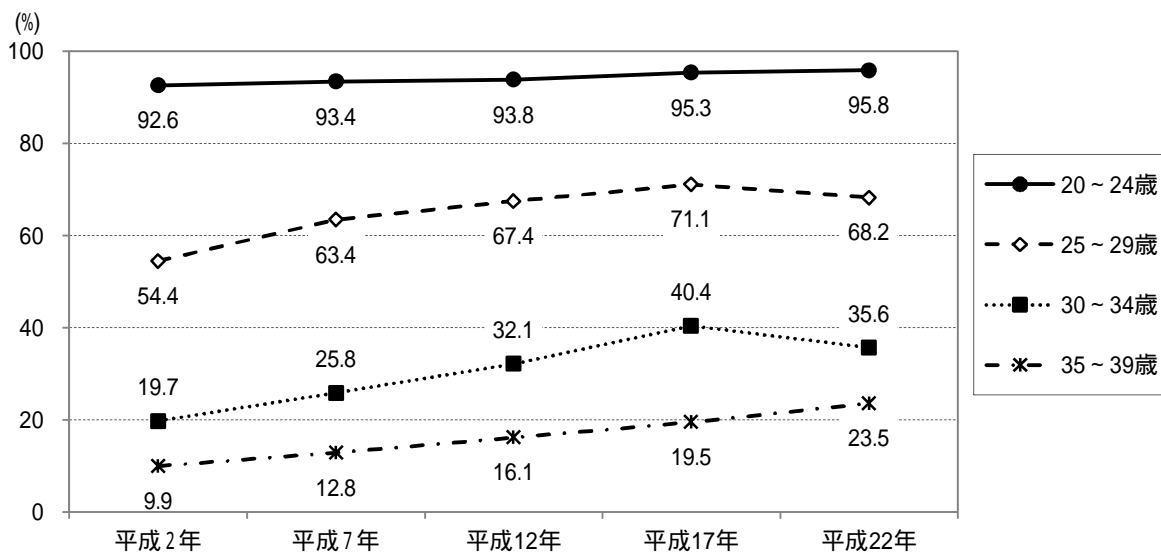
未婚率をみると、平成17年までは男女ともに全年齢で上昇傾向にあり、平成22年は25～29歳と30～34歳で平成17年よりも低くなっていますが、25～29歳女性の68.2%、30～34歳女性の35.6%が未婚となっています。

図表 未婚率の推移（男性・葉山町）



資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

図表 未婚率の推移（女性・葉山町）



資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

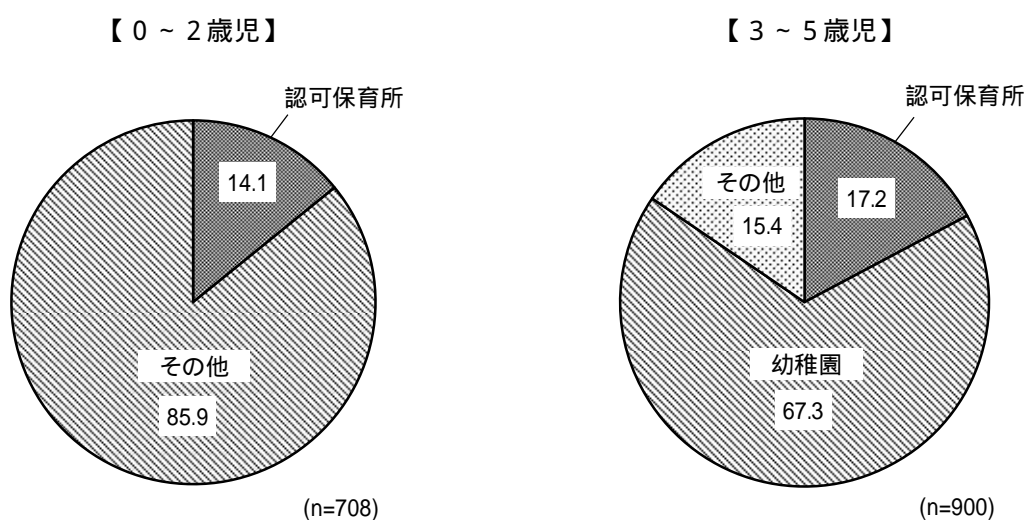
3 教育・保育サービス利用の現状

(1) 就学前児童の状況

葉山町の0～2歳児708人のうち、認可保育所に通っているのは100人で約14.1%を占めています。残りの608人は、認可外保育園等に通っている児童も含まれますが、ほとんどが在宅で過ごしていると考えられます。

3～5歳児900人のうち、認可保育所に通っているのは155人であり約17.2%を占め、町内・町外合計すると幼稚園に通っているのは606人であり約67.3%を占めています。

図表 就学前児童の状況



資料：人口は、葉山町住民基本台帳、外国人登録（平成26年4月1日現在）
幼稚園は平成26年5月1日現在、認可保育所は平成26年4月1日現在

(2) 認可保育所

町内には2つの認可保育所（葉山保育園、葉山にこにこ保育園）があり、いずれも定員を上回る児童を受け入れています。

過去に既存の認可保育所の定員増を行いました。待機児童の解消には至っていません。待機児童の年齢別の内訳をみると、0～2歳児が多くなっています。

図表 認可保育所の定員および入所状況

(人)

	定員	入所者数(町内在住者)
葉山保育園	100	123
葉山にこにこ保育園	85	96
管外保育(他市町村)	-	36
合計	-	255

平成26年4月現在

図表 保育所入所待機児童数の状況

(人)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
待機児童数	28	19	26	30	28

各年4月1日時点

図表 待機児童の内訳

	待機人数(人)
0～2歳	25
3～5歳	3
計	28

平成26年4月現在

(3) 幼稚園

町内には5つの私立幼稚園（あおぞら幼稚園、あけの星幼稚園、どれみ幼稚園、御国幼稚園、明照幼稚園）があります。

町内在住で町内の幼稚園に通っているのは530人です。

図表 葉山町内にある幼稚園の定員数および在園児数
(人)

	定員	在園児数	うち町内在住者数
あおぞら幼稚園	105	73	60
あけの星幼稚園	210	189	142
どれみ幼稚園	140	127	106
御国幼稚園	315	207	62
明照幼稚園	175	253	160
合計	945	849	530

平成26年5月現在

(4) 学童クラブ

町内に4つの公立の学童クラブがあり、利用希望者が急増しています。

課題としては、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい(指導員、スペース)などがあります。また、実施場所が児童館であるため、自宅が児童館から遠い人には利用しづらくなっています。

その他、町内に2つの民間学童クラブ(おひさま学童あおぞら、風の子学童クラブ)があります。

図表 学童クラブの定員と登録者数

(人)

実施場所	学童クラブ名	定員	登録者数 (平成25年度)	登録者数 (平成26年度)	増減
青少年会館	葉山学童クラブ	25	49	63	14
葉桜児童館	葉桜学童クラブ	25	23	34	11
下山口児童館	下山口学童クラブ	15	23	40	17
上山口児童館	上山口学童クラブ	25	8	7	-1
計		90	103	144	41

図表 民間学童クラブの定員と登録者数

(人)

学童クラブ名	定員	登録者数 (平成26年度)
おひさま学童あおぞら	24	26
風の子学童クラブ	20	30
計	44	56

登録者数は小6まで含む数字

4 ニーズ調査からみた子育て家庭状況

平成25年度に、計画策定のために未就学児及び小学生を対象としたニーズ調査（回答者は保護者）を実施しました。その概要と結果は、次のとおりです。

（１）未就学児調査の概要

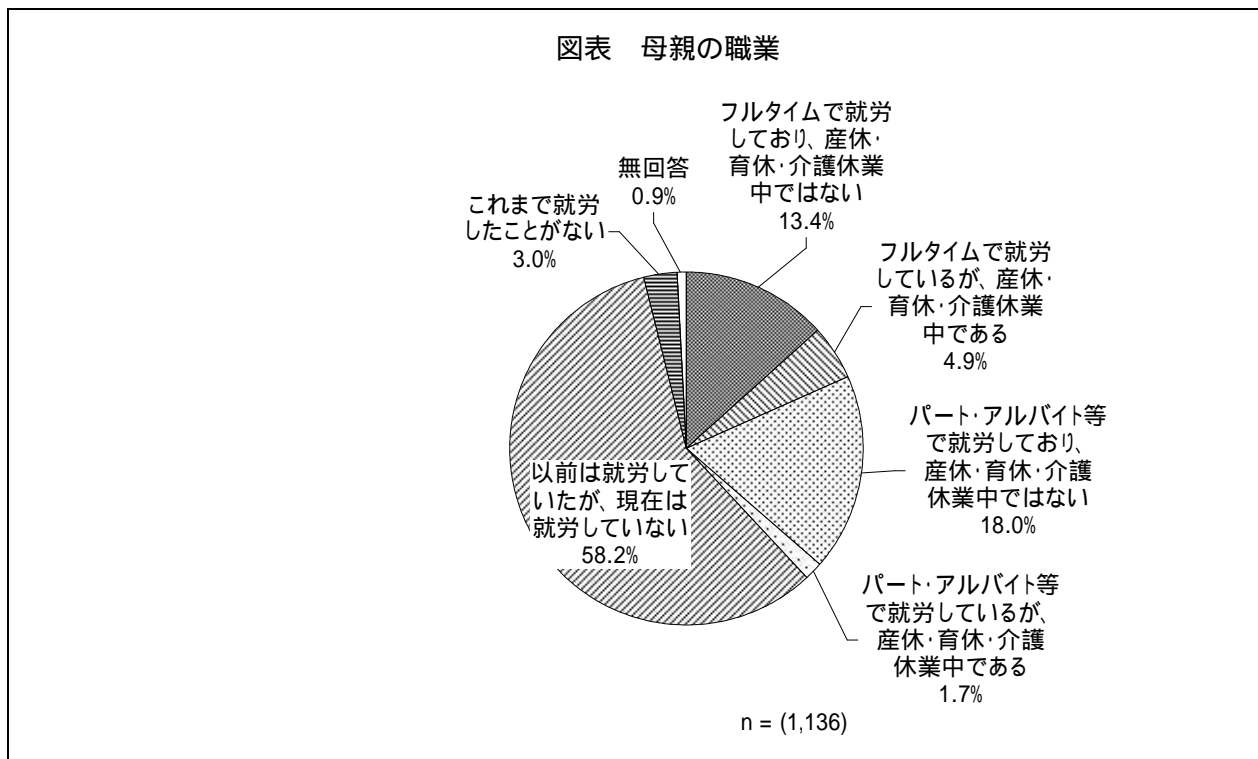
調査対象者	町内にお住まいの就学前のお子さん（平成19年4月2日以降生まれ）1,820名
調査方法	調査対象者に対して調査票を郵送配布し、郵送で回収。 葉書による督促を1回実施。
調査期間	調査票発送 平成25年11月7日（木） 調査票回収期限 平成25年11月30日（土）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの地域について ・子どもと家族の状況について ・子どもの育ちをめぐる環境について ・保護者の就労状況について ・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ・地域の子育て支援事業の利用状況について ・土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について ・子どもが病気の際の対応について ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について ・小学校就学後の放課後の過ごし方について ・育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
調査票 回収状況	配布数 1,820件 有効回収数 1,136件（有効回収率 62.4%）

(2) 未就学児調査 主な調査結果

保護者の就労状況について

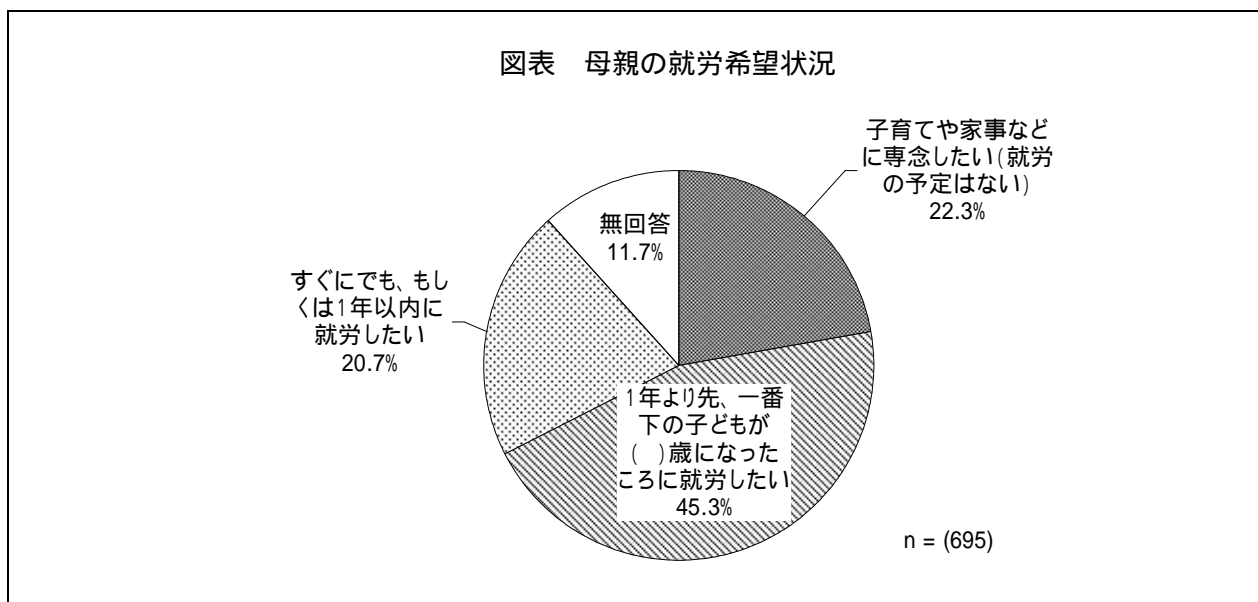
【母親の職業】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」が58.2%を占め、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.0%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が13.4%となっています。



【母親の就労希望状況】

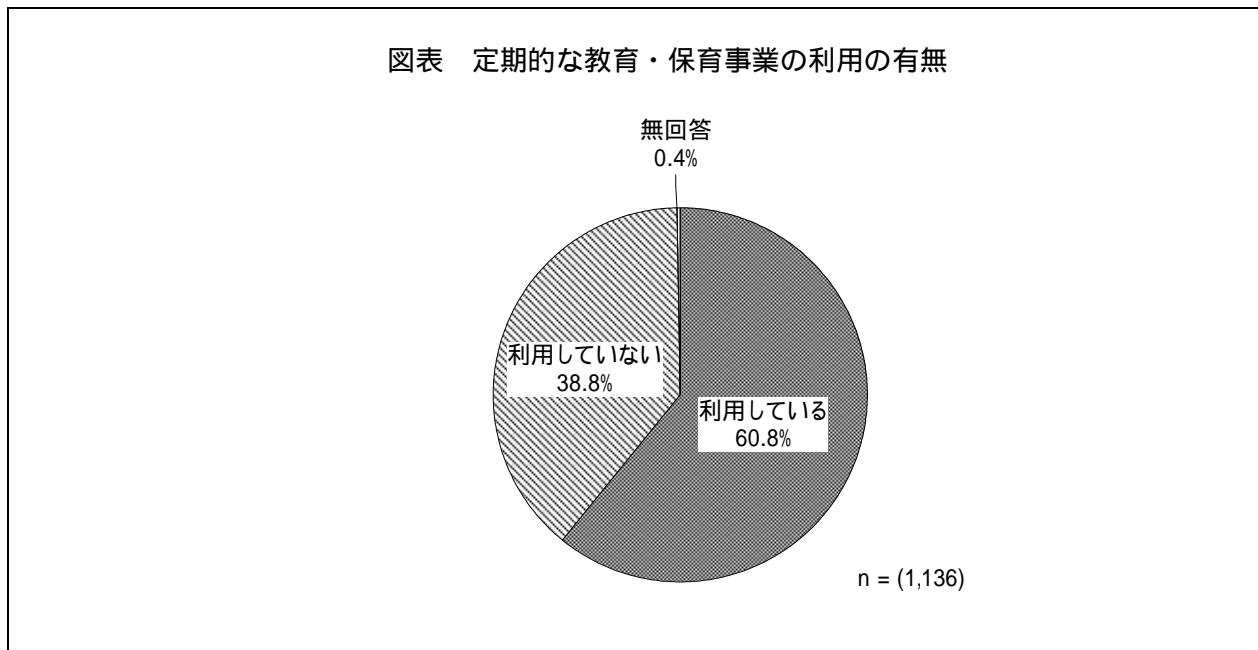
「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」が45.3%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が22.3%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が20.7%となっています。



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

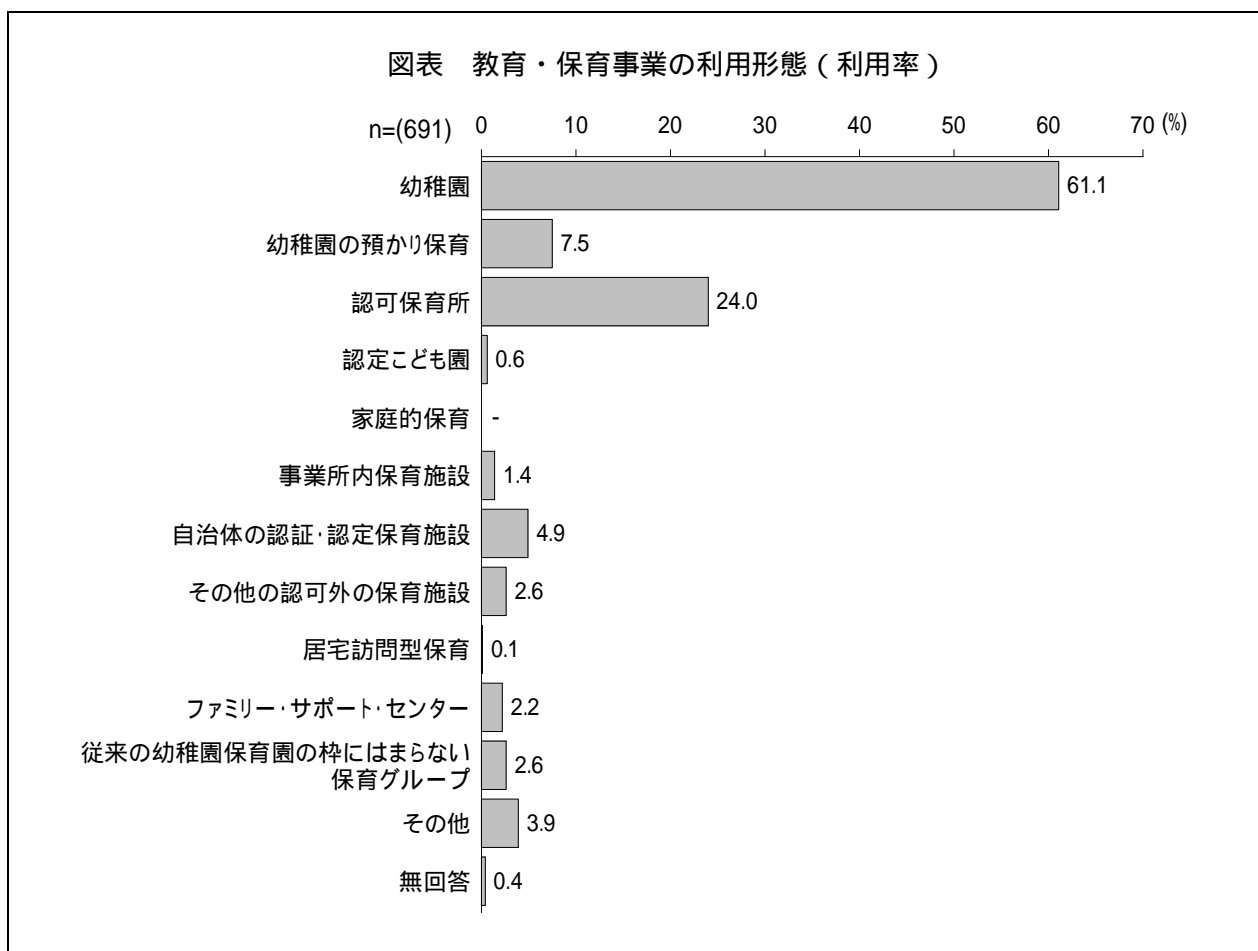
【定期的な教育・保育事業の利用の有無】

「利用している」は60.8%となっています。



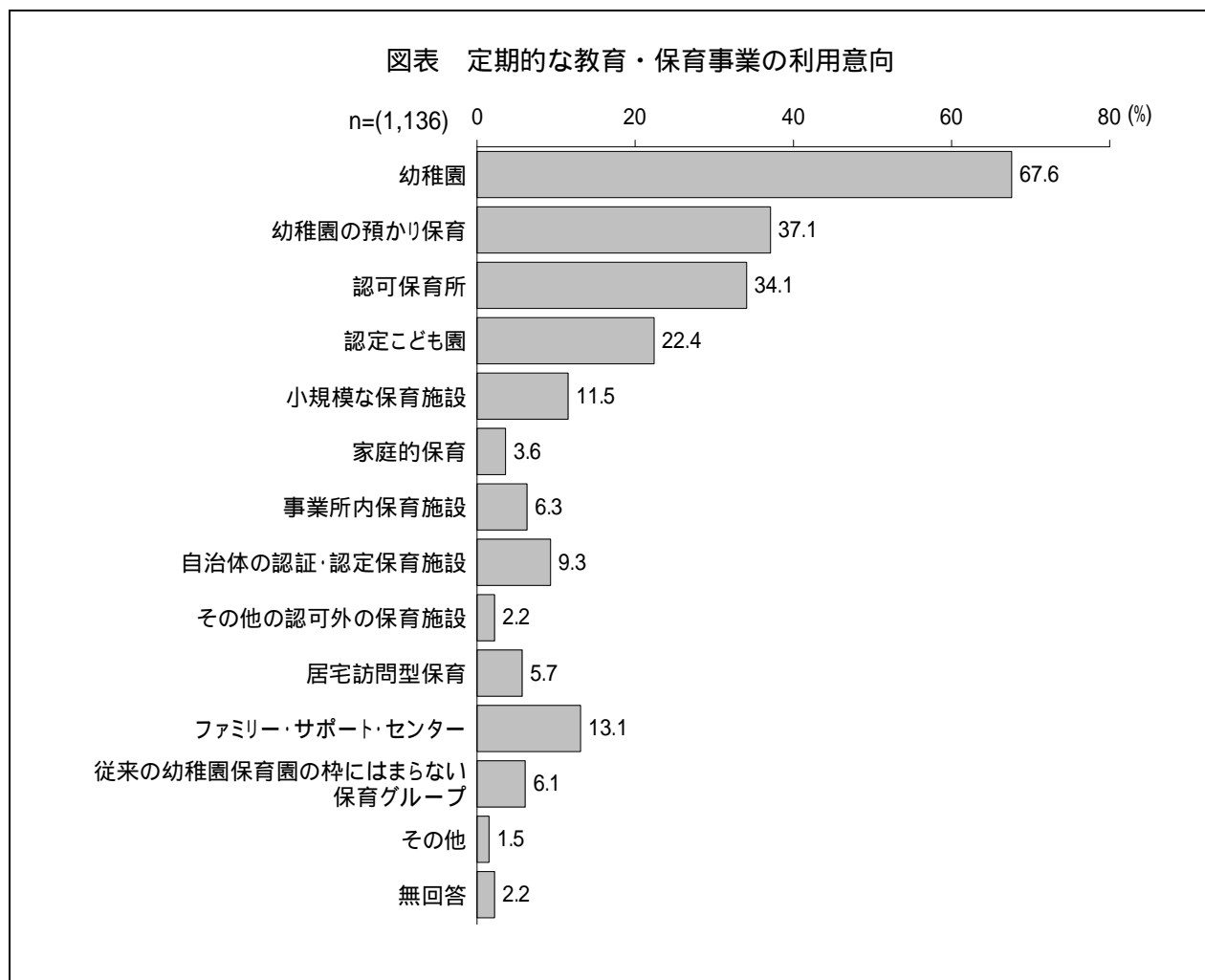
【教育・保育事業の利用形態（利用率）】

「幼稚園」が61.1%で最も高く、「認可保育所」が24.0%となっています。



【定期的な教育・保育事業の利用意向】

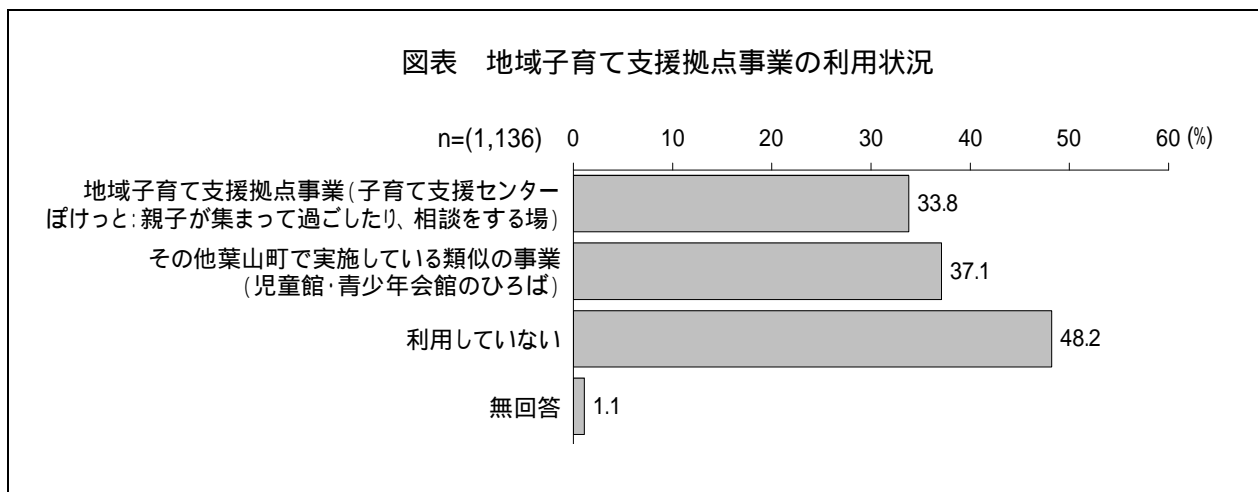
「幼稚園」が67.6%で最も高く、「幼稚園の預かり保育」が37.1%、「認可保育所」が34.1%、「認定こども園」が22.4%となっています。



地域の子育て支援事業の利用状況について

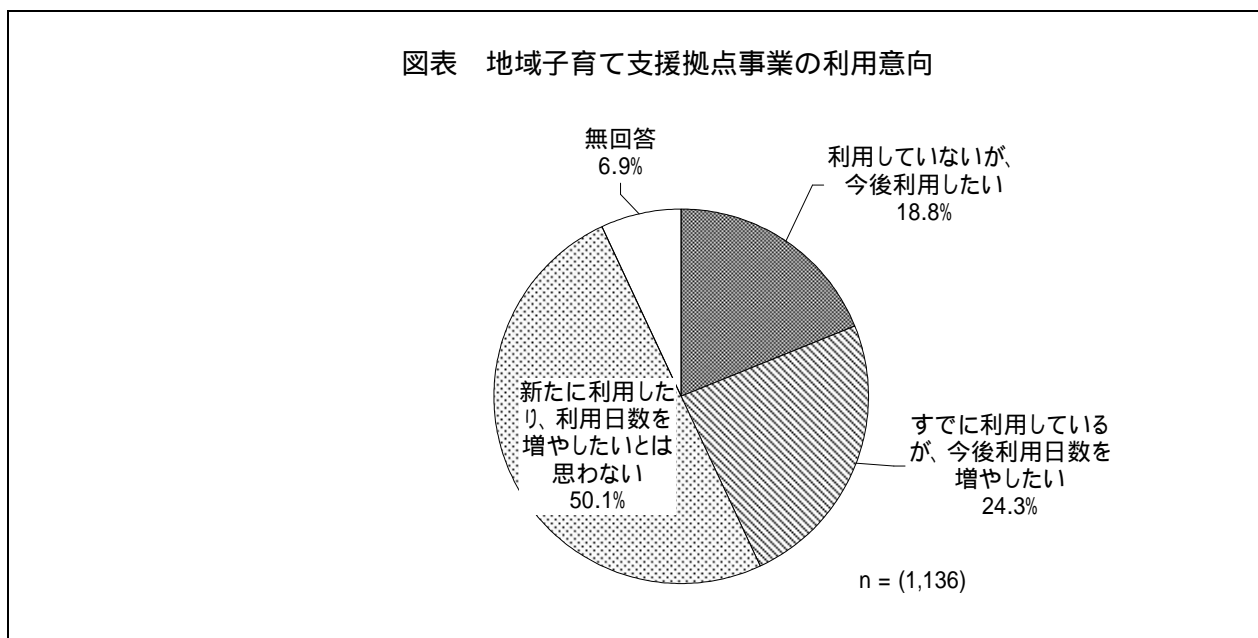
【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

「利用していない」が48.2%、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターぽけっと：親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」が33.8%、「その他葉山町で実施している類似の事業（児童館・青少年会館のひろば）」が37.1%となっています。



【地域子育て支援拠点事業の利用意向】

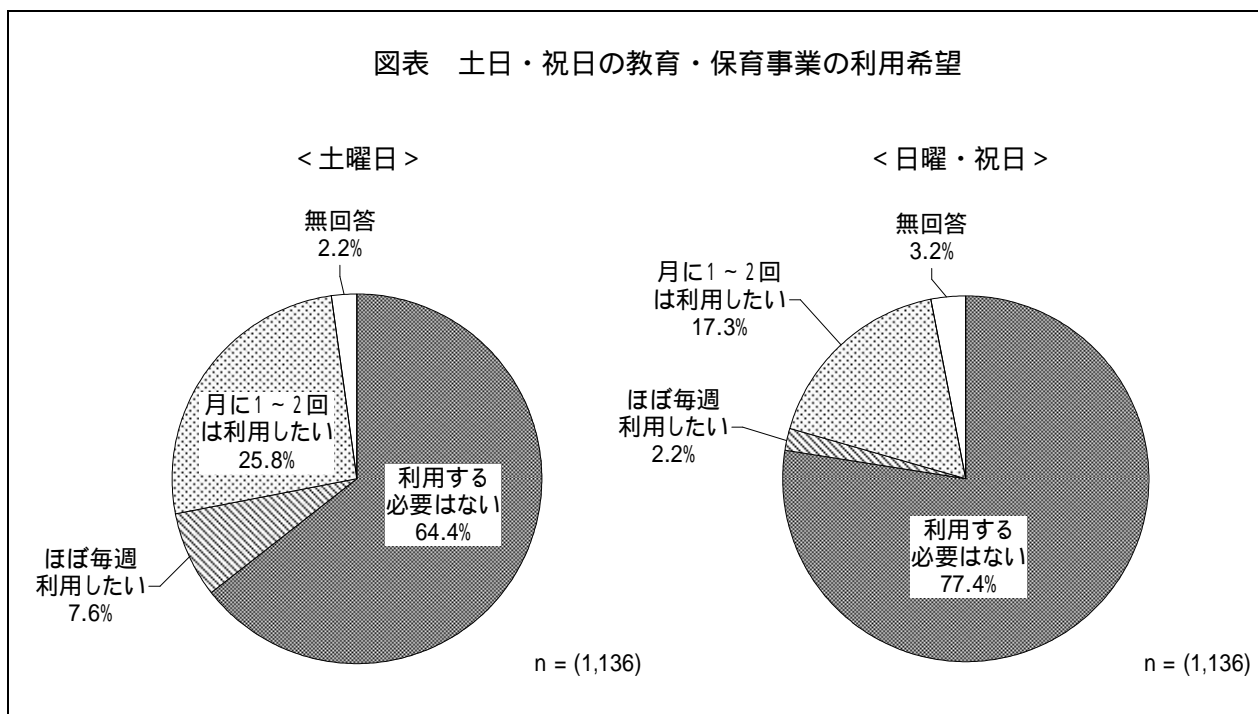
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が50.1%で、利用意向のある人は43.1%となっています。



土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

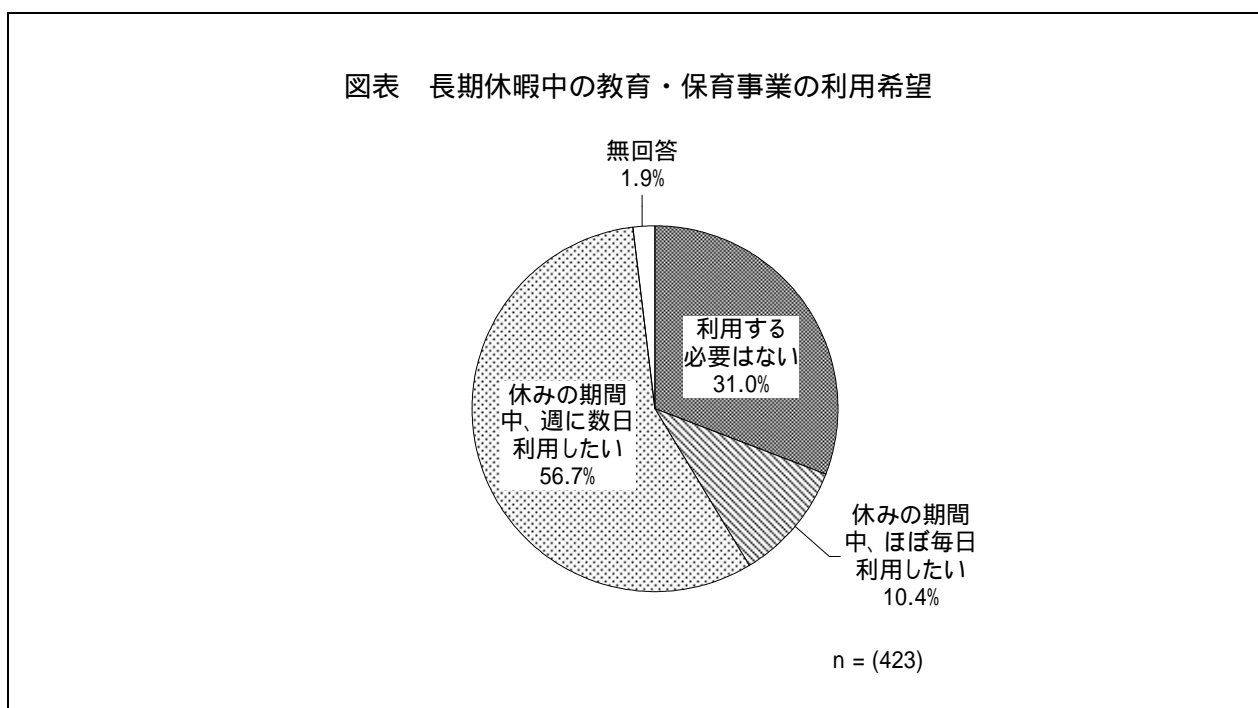
【土日・祝日の教育・保育事業の利用希望】

利用希望者は土曜日が33.4%、日曜・祝日が19.5%となっています。



【長期休暇中の教育・保育事業の利用希望】

利用希望者は67.1%となっています。

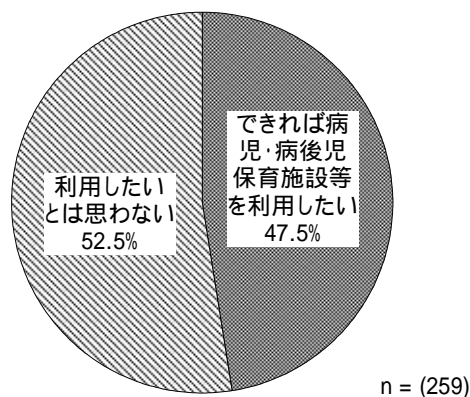


子どもが病気の際の対応について

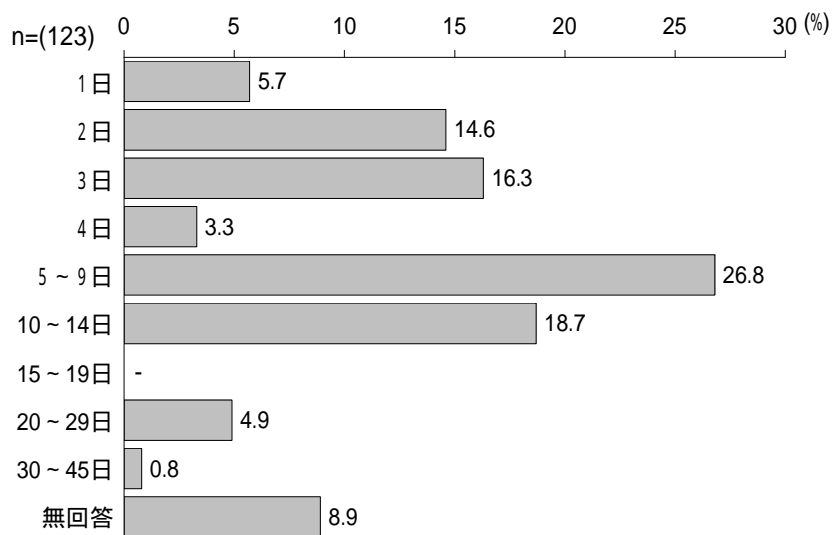
【病児・病後児保育の利用意向】

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は47.5%、利用希望日数は、年「5～9日」が26.8%で最も高く、平均は6.39日となっています。

図表 病児・病後児保育の利用意向

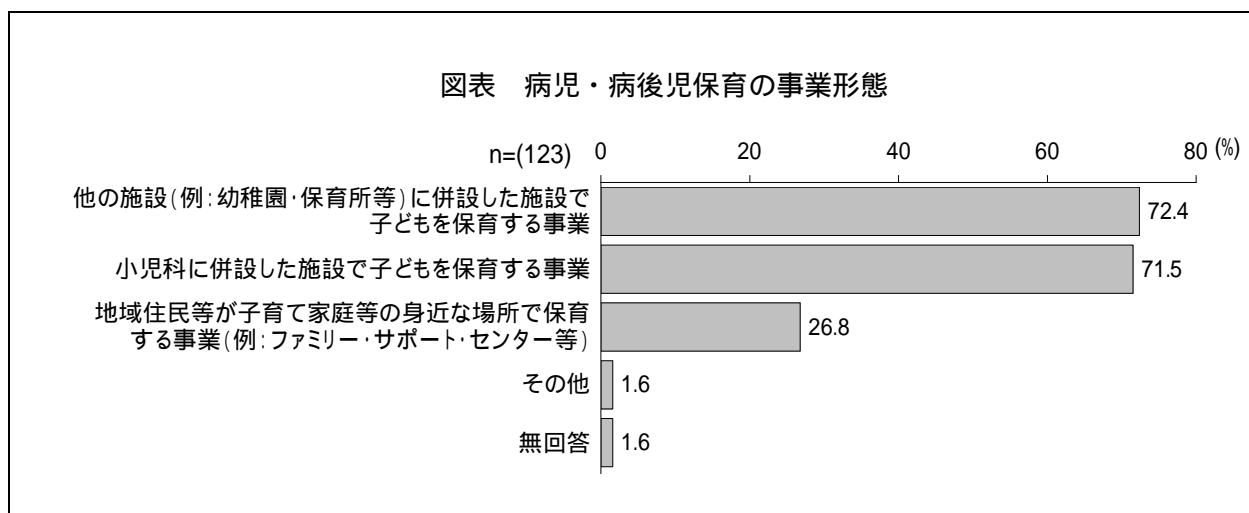


図表 病児・病後児保育の利用希望日数（年間）



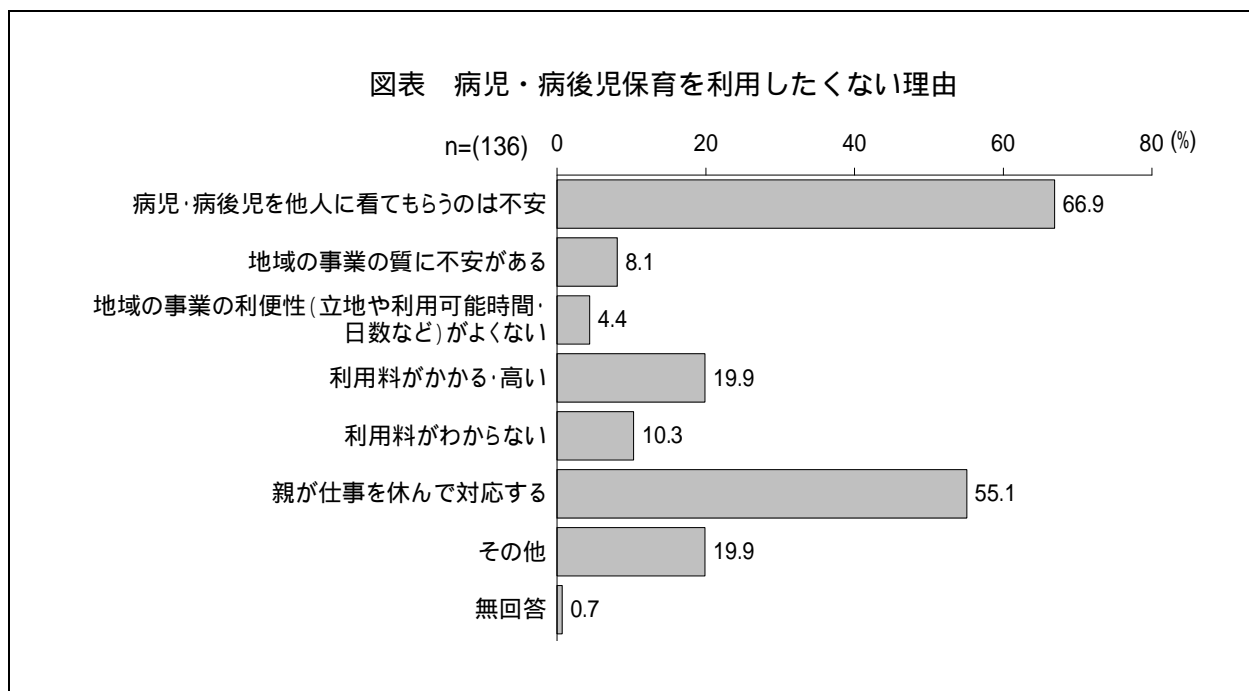
【病児・病後児保育の事業形態】

望ましいと思う事業形態について、「他の施設（例：幼稚園・保育園等）に併設した施設で子どもを保育する事業」（72.4%）と「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」（71.5%）がいずれも7割を超えています。



【病児・病後児保育を利用したくない理由】

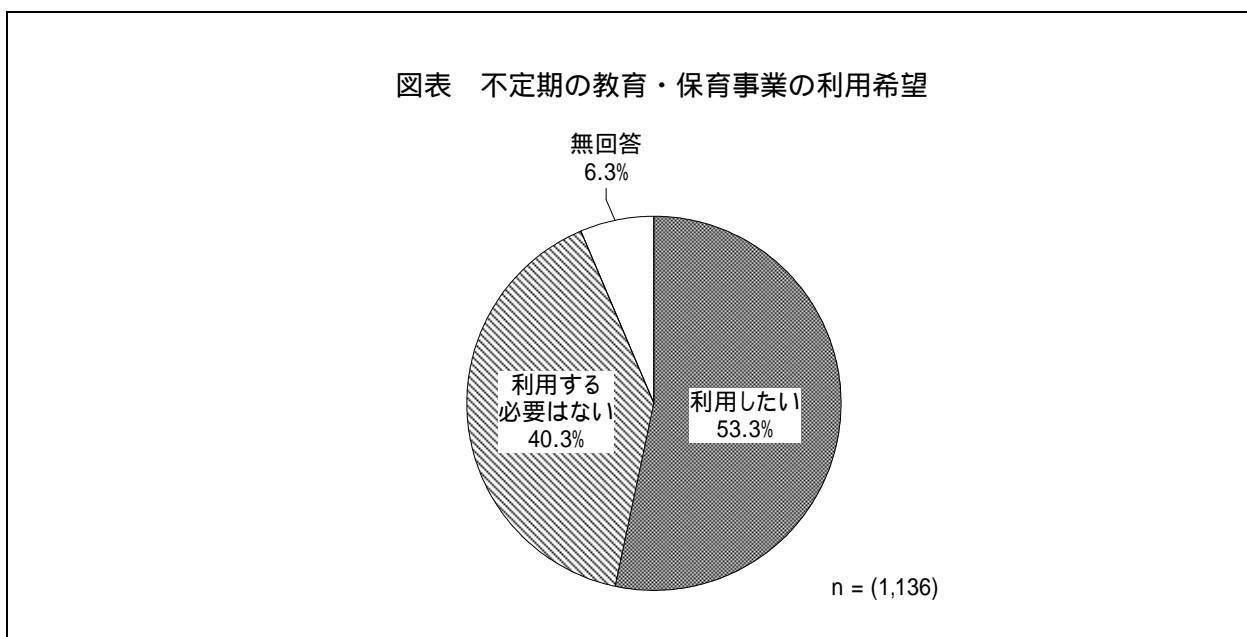
「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（66.9%）が7割近くで最も高く、「親が仕事を休んで対応する」（55.1%）が過半数となっています。



不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

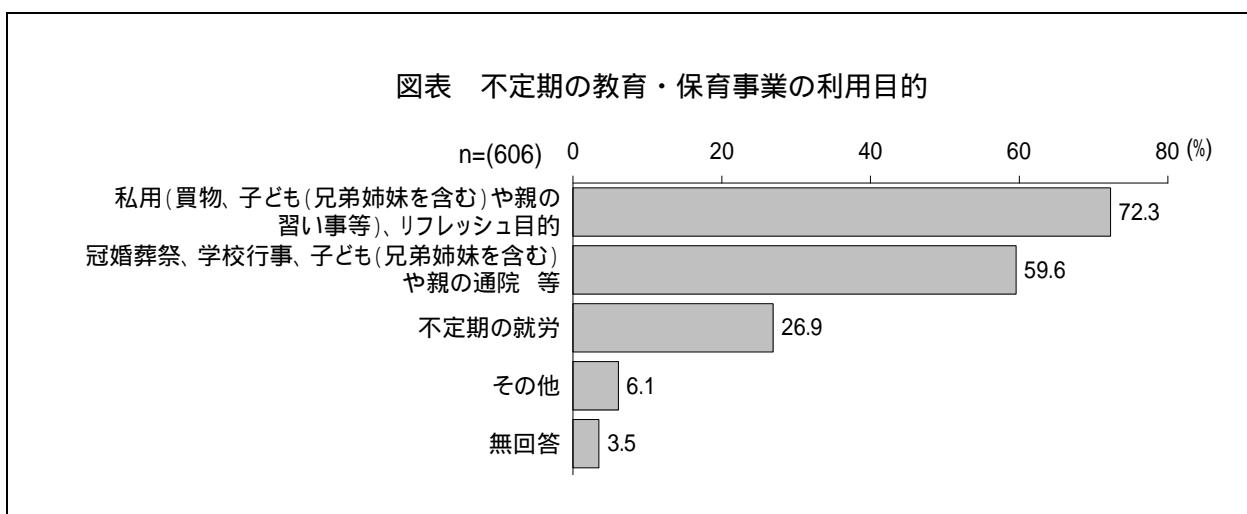
【不定期の教育・保育事業の利用希望】

「利用したい」(53.3%)が過半数を占めています。



【不定期の教育・保育事業の利用目的】

利用したい場合の利用目的は、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」(72.3%)が7割以上で最も高く、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 等」(59.6%)が約6割などとなっています。

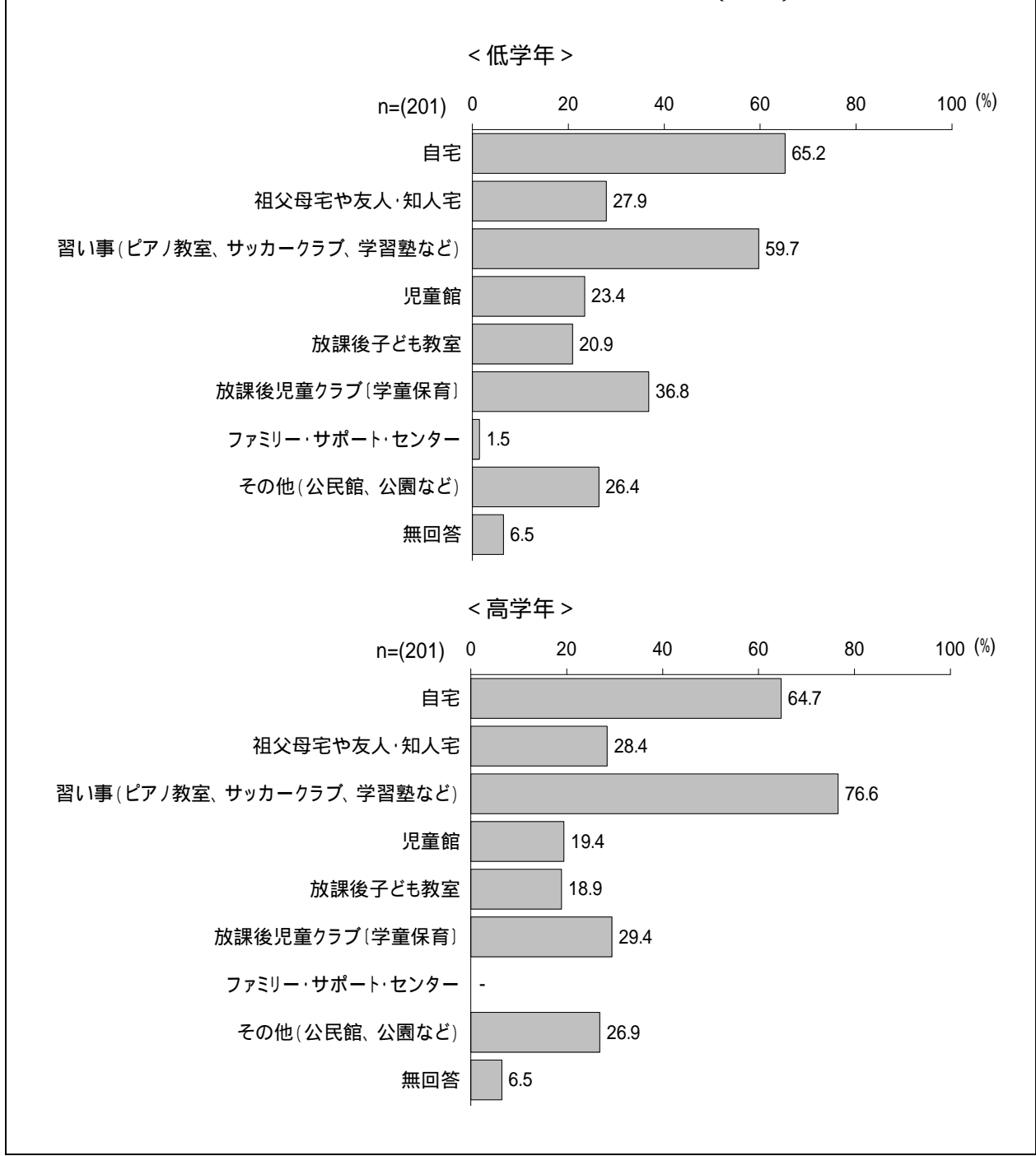


小学校就学後の放課後の過ごし方について

【小学校就学後の放課後の過ごし方の希望】

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」は低学年（36.8％）で4割弱、高学年（29.4％）で約3割、「放課後子ども教室」は低学年（20.9％）、高学年（18.9％）とも約2割となっています。

図表 小学校就学後の放課後の過ごし方（希望）

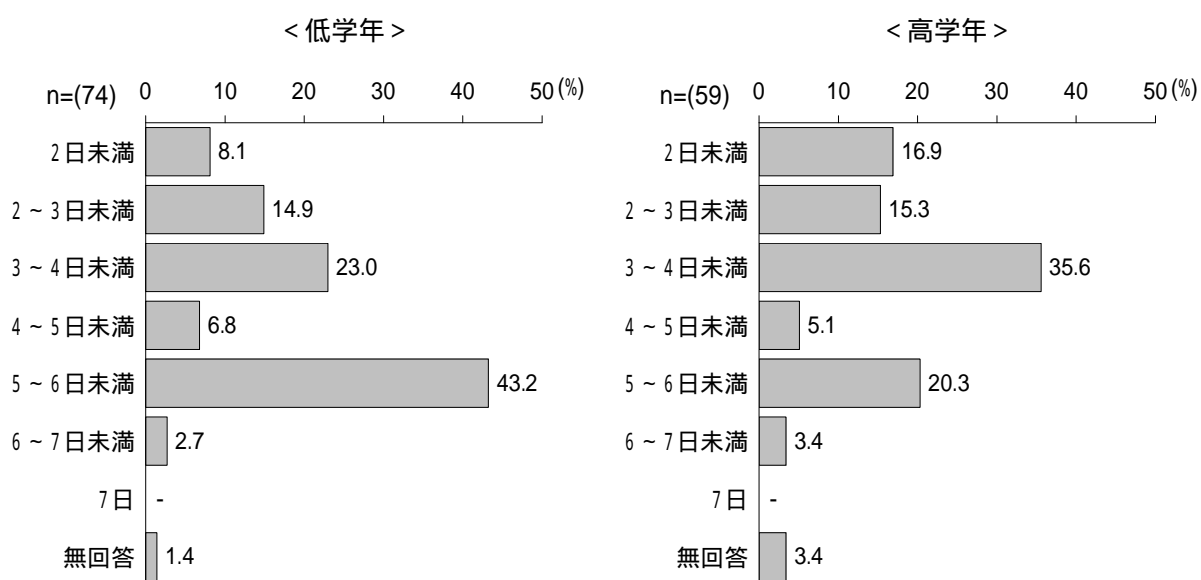


【放課後児童クラブの利用日数・時間】

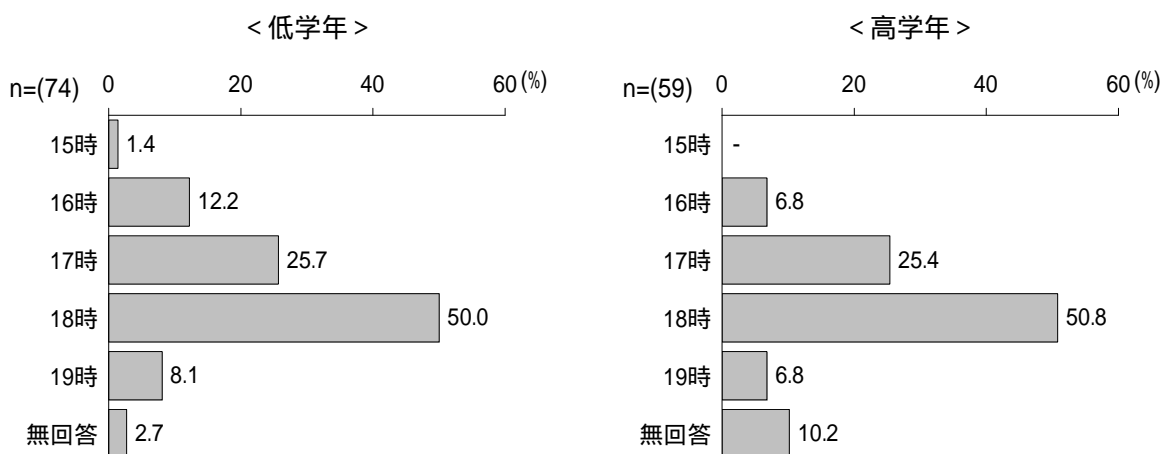
利用日数は、低学年では週「5～6日未満」(43.2%)が4割を超えて最も高く、高学年では「3～4日未満」(35.6%)が3割台半ばで最も高くなっています。平均日数は低学年が3.71日、高学年が3.07日となっています。

下校時から何時まで利用したいかは、低学年、高学年とも「18時」までが約半数で最も高くなっており、平均終了時刻は、低学年で17時31分、高学年で17時38分となっています。

図表 放課後児童クラブの利用希望日数（週）



図表 放課後児童クラブの利用希望時間（終了時刻）



(3) 小学生調査の概要

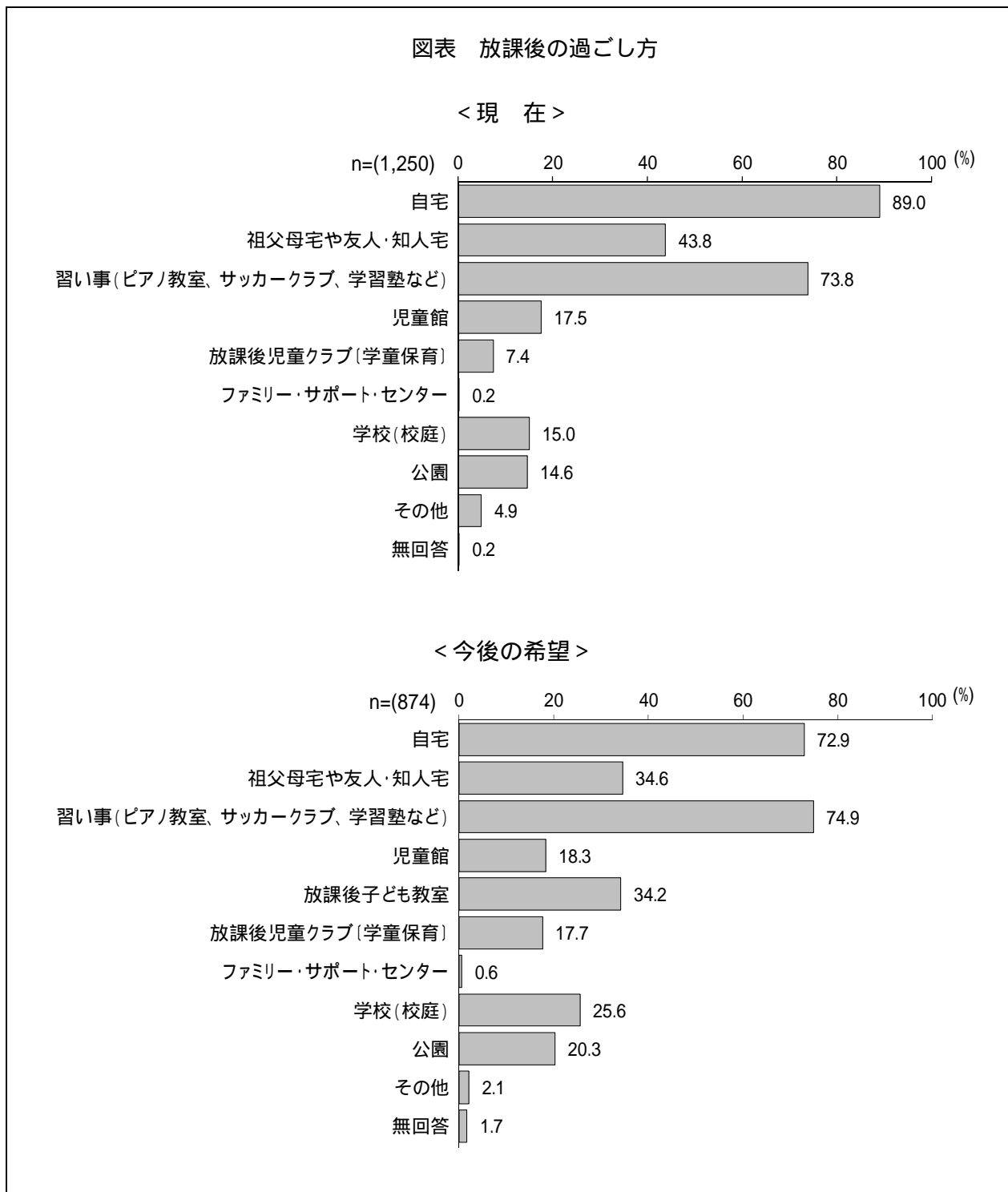
調査対象者	町内の小学校に通学している小学生 1,799名
調査方法	小学校を通じて調査票を配布し、小学校設置の回収ボックスで回収。
調査期間	調査票発送 平成26年1月20日(月) 調査票回収期限 平成26年1月31日(金)
調査内容	<ul style="list-style-type: none">・小学校、居住地について・子どもと家族の状況について・放課後の過ごし方について・放課後の過ごし方に関する支援策について
調査票 回収状況	配布数 1,799件 有効回収数 1,250件(有効回収率 69.5%)

(4) 小学生調査 主な調査結果

放課後の過ごし方について

【放課後の過ごし方】

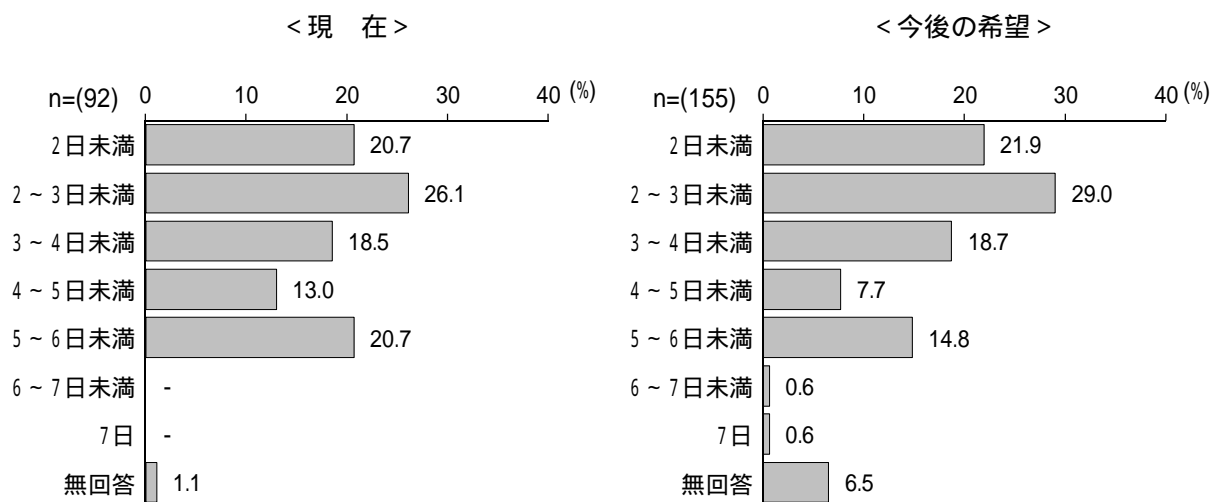
「放課後児童クラブ〔学童保育〕」は現在の利用者が7.4%、今後の希望が17.7%となっています。「放課後子ども教室」は34.2%が利用を希望しています。



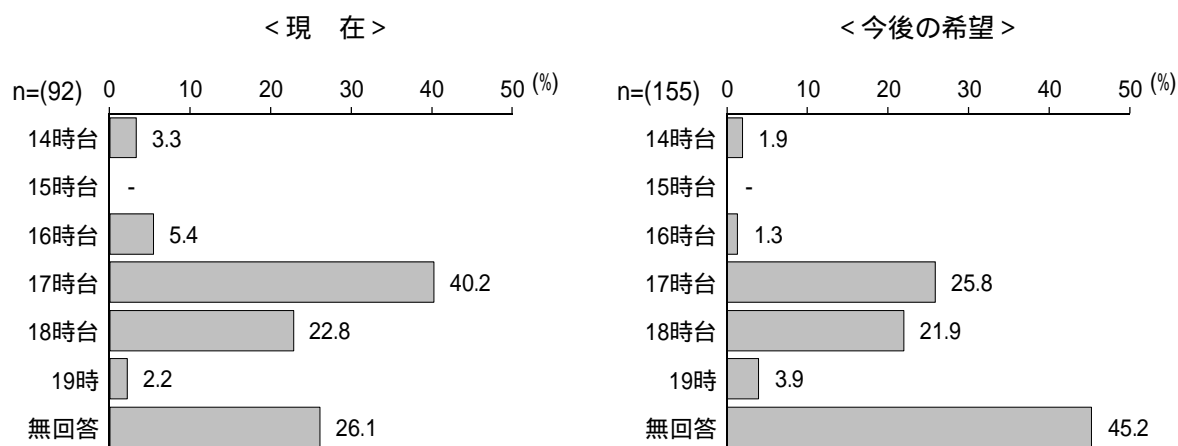
【放課後児童クラブの利用日数・時間】

利用日数は現在、今後の希望とともに週「2～3日未満」が最も高く、平均日数は現在が2.89日、今後の希望が2.72日となっています。下校時から何時まで利用するかは、現在、今後の希望とも「17時台」と「18時」が高く、平均終了時刻は、現在は17時12分、今後の希望は17時26分となっています。

図表 放課後児童クラブの利用日数（週）



図表 放課後児童クラブの利用時間（終了時刻）



第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども 子育て支援事業に係る量の見込みと 確保の方策

第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

1 新制度における事業の概要

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

(1) 施設の概要

認可保育所	保護者の労働や疾病などの事由により保育の必要な0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものであります。児童福祉法に基づきます。	
幼稚園	3歳から就学前の子どもに適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。通常の就園時間の利用のほか、預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）を利用することができます。	
認定こども園	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。	
地域型 保育事業	小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
	家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者*の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
	事業所内保育事業	事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
	居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者*による保育を行う事業です。

*家庭的保育者...町長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として町長が適当と認めるもの。

(2) 教育・保育事業の新制度への流れ

新制度では、都市部を中心に保育所待機児童が存在するため、保育の量的拡大・確保に取り組みます。

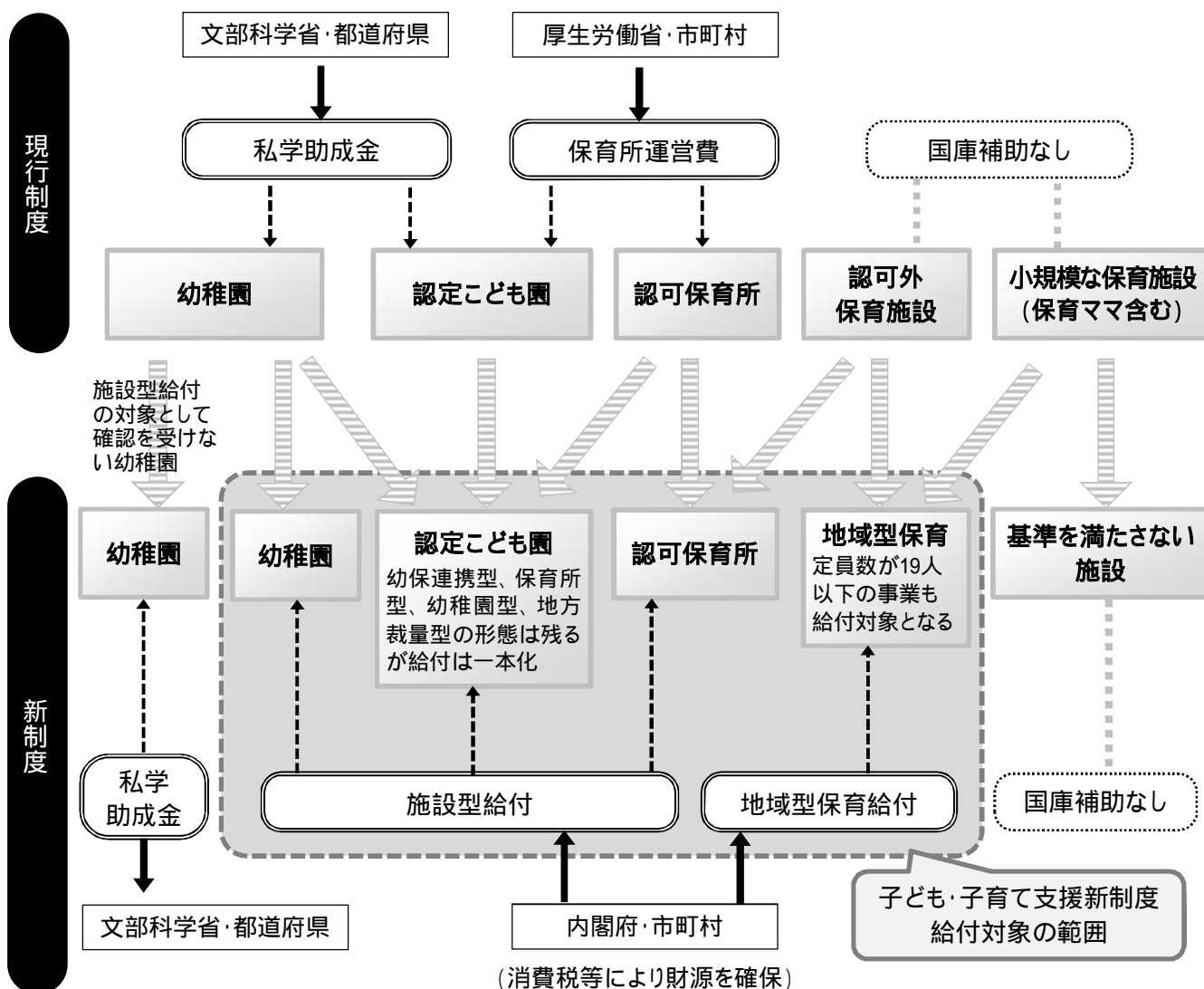
幼稚園・認可保育園・認定こども園の新制度への流れ

現行の幼稚園、保育園、認定こども園については、幼稚園が文部科学省管轄、認可保育所が厚生労働省管轄であり、財源も異なりましたが、新制度では施設型給付として財源が内閣府に一本化されます。

認可外保育施設及び小規模な保育等の新制度への流れ

現行の認可外保育施設及び小規模な保育等は、これまで国庫補助の対象とされていませんでしたが、新制度で地域型保育事業として基準を満たすと、地域型保育給付対象となり財政支援が新たに行われます。

図表 新制度のポイント「保育の量的拡大・確保」



(3) 新制度の全体像

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表 地域型保育事業の構成

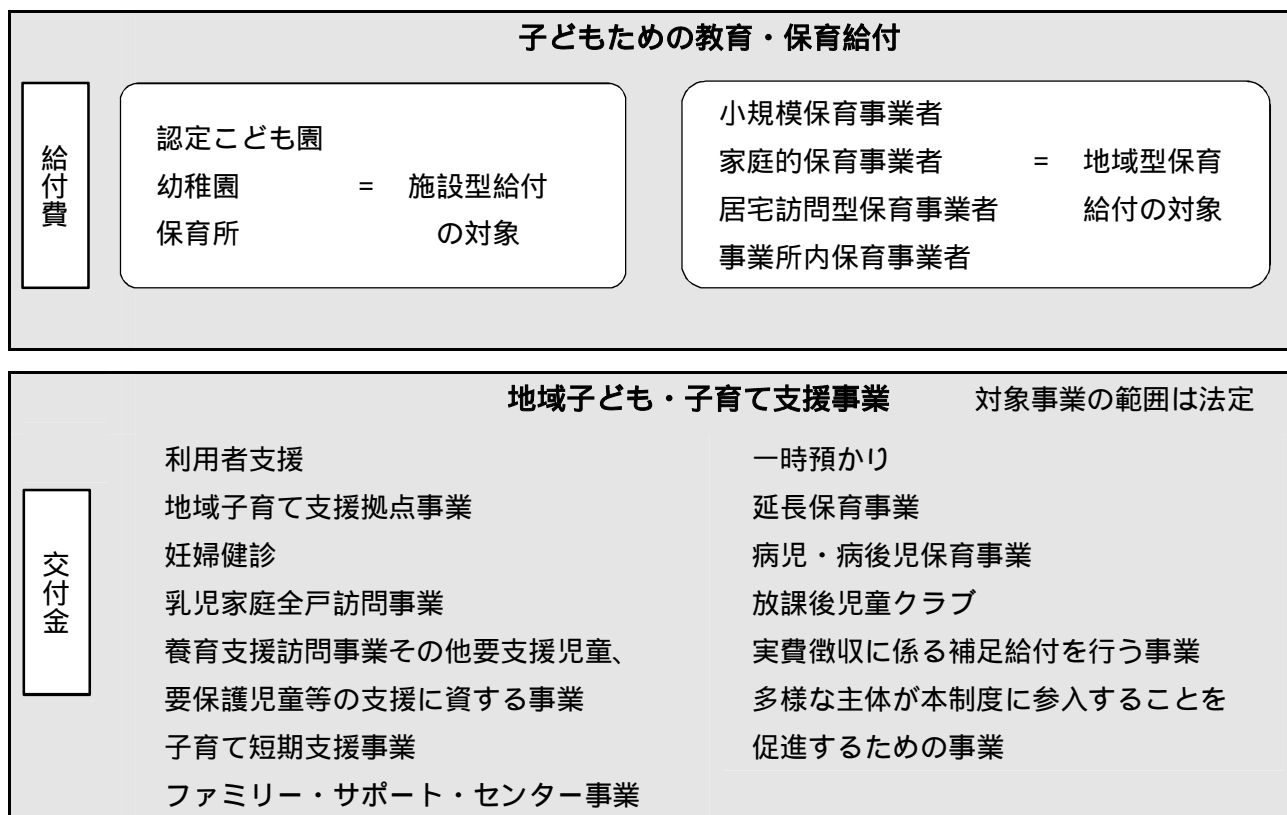
認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下 1人以上	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、葉山町でも地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表 新制度の事業の全体像



施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2 保育認定について

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア、就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

イ、就労以外の事由

保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして町が定める事由

(2) 区分(月単位の保育の必要量に関する区分)

ア、保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
(現行の1日あたり11時間の開所時間に相当)

イ、保育短時間

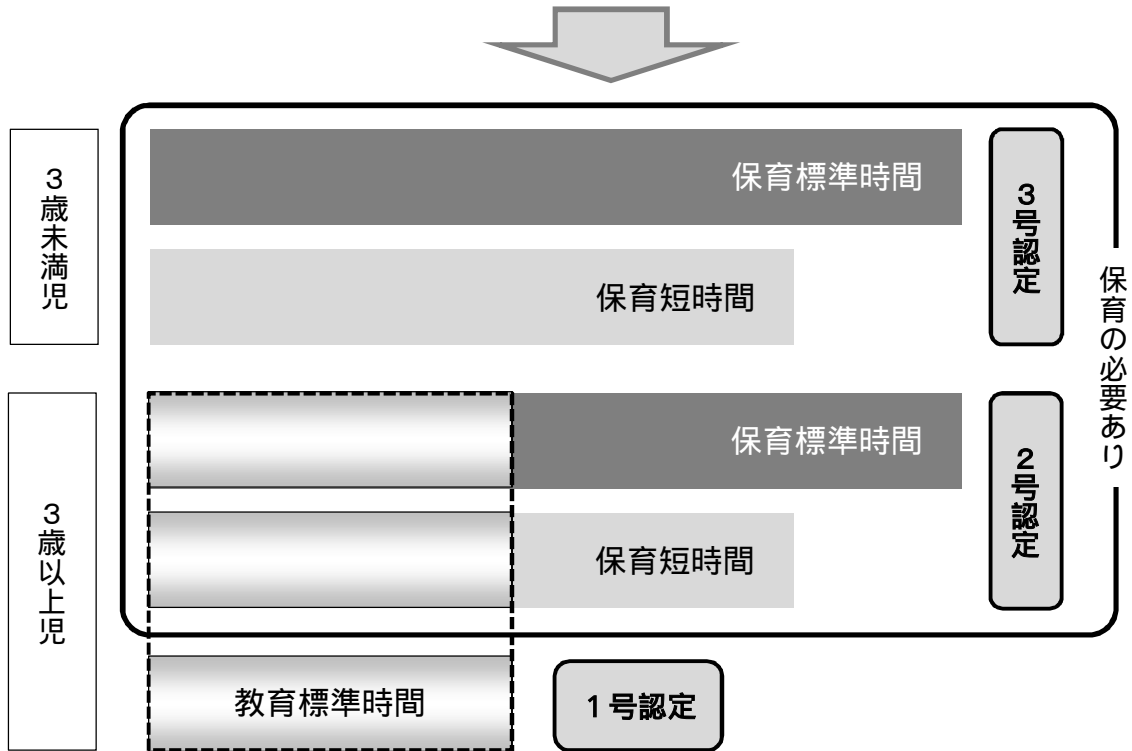
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
(葉山町では、下限時間を64時間以上と設定)

(3) 優先利用

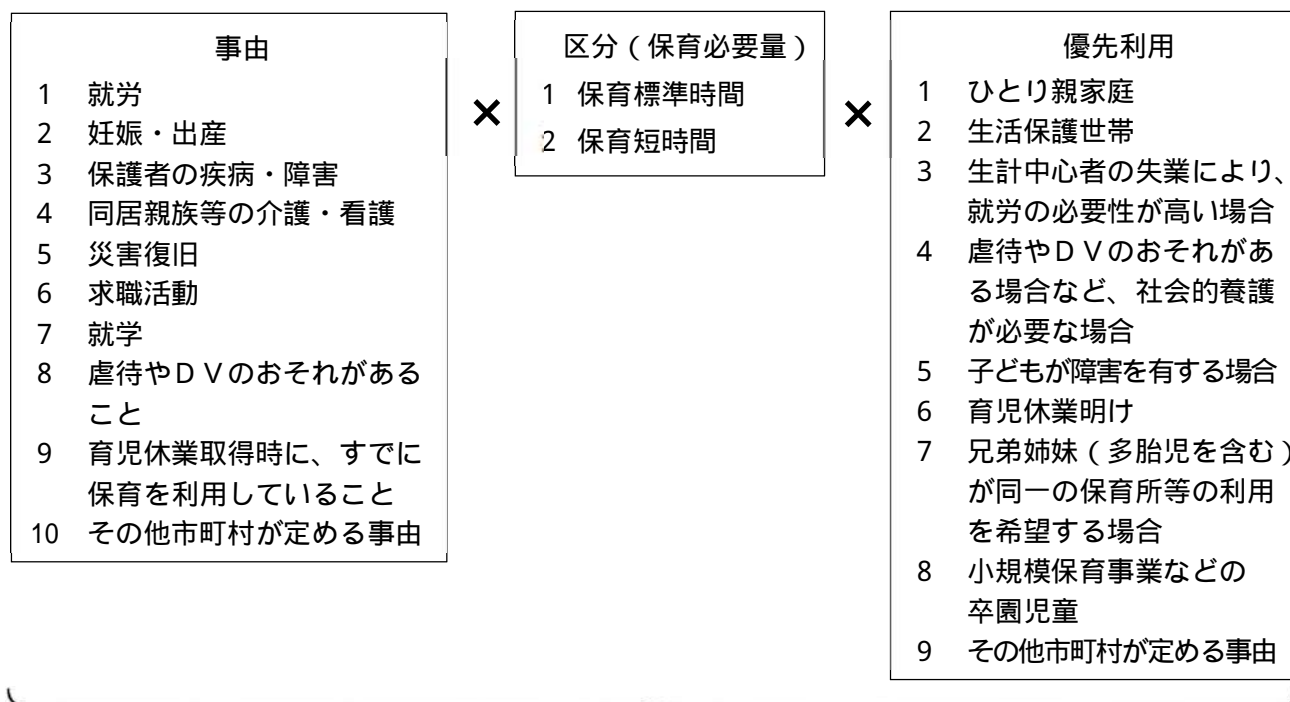
ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

図表 保育の必要量の認定

新制度における公的保育の対象 = 保育を必要とする児童
(「保育標準時間」認定の児童 + 「保育短時間」認定の児童)



図表 保育の必要性の認定



保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ		
< 保育標準時間 >		
Aグループ（10点）	○○ ○○	
	計X人
Bグループ（9点）		
	○○	
	計Y人
保育短時間も同様		

(2) 葉山町の保育認定基準

保育の必要性の認定について、葉山町の就労の下限時間を定める規則は、次のとおり平成26年10月27日に公布されています。

葉山町規則第15号

葉山町保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項及び第3項（法第23条第3項又は第5項において準用する場合も含む。）の認定の基準について必要な事項を定めるものとする。

(保育の必要性の認定基準)

第2条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する市町村が定める時間は、64時間とする。

(保育必要量の認定の区分)

第3条 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの保護者（令第1条第1号に該当するものに限る。）に係る保育必要量の認定は、次の各号に掲げる1月当たりの労働時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を限度として行うものとする。

(1) 120時間以上 平均275時間（1日当たり11時間）

(2) 64時間以上120時間未満 平均200時間（1日当たり8時間）

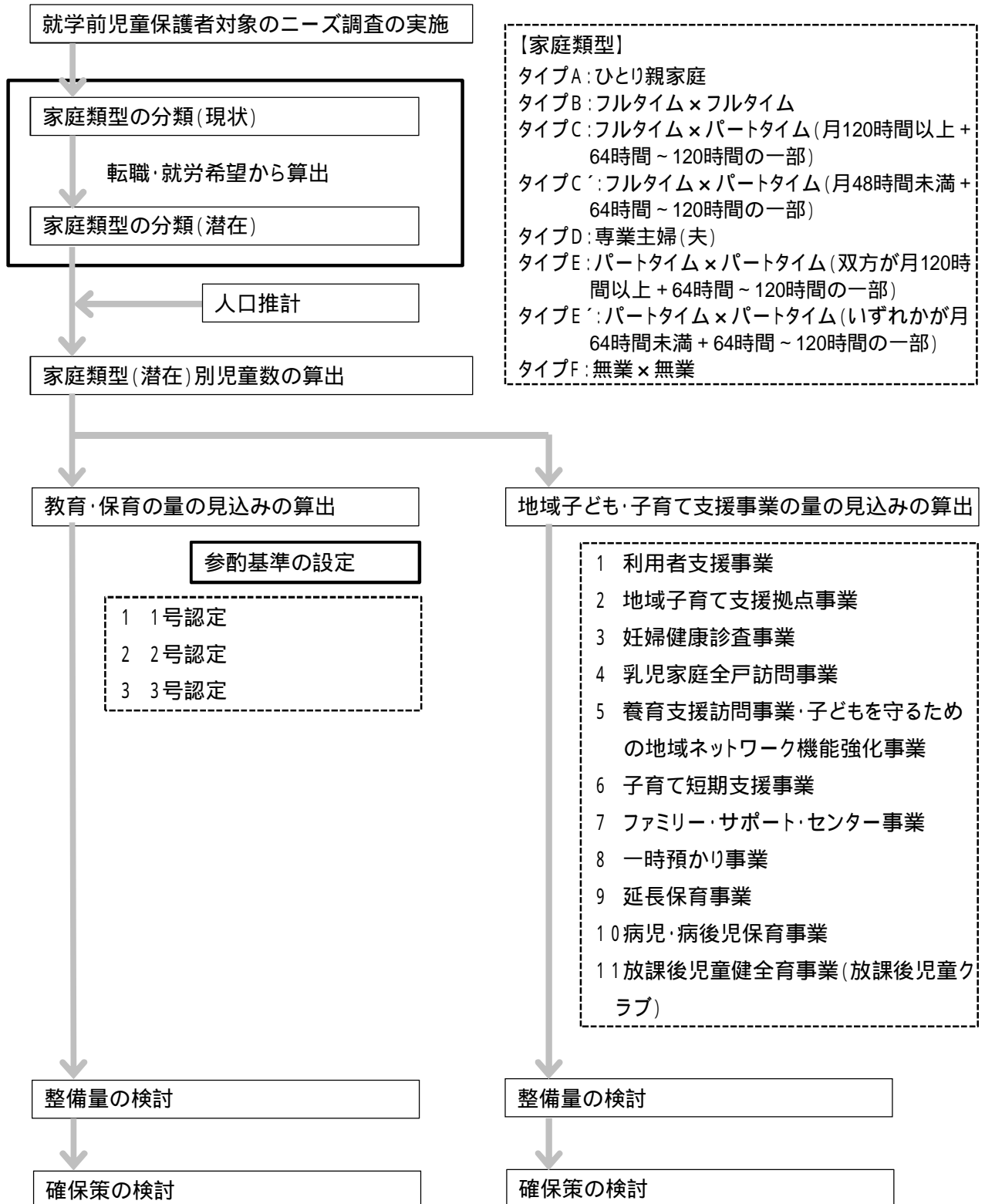
附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに、次の手順で推計します。

図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



4 家庭類型（現状・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は、就学前児童保護者に実施したニーズ調査の結果から算出しています。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

（1）家庭類型（現状）の算出

就学前児童保護者対象のニーズ調査の両親の就労形態等の項目より現状の家庭類型別割合を算出します。結果は次のとおりです。

図表 家庭類型（現状）の割合

タイプA	ひとり親家庭	3.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	18.5%
タイプC	フルタイム×パートタイム （月120時間以上+64時間～120時間の一部）	7.7%
タイプC'	フルタイム×パートタイム （月48時間未満+64時間～120時間の一部）	9.1%
タイプD	専業主婦（夫）	60.4%
タイプE	パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）	0.2%
タイプE'	パートタイム×パートタイム （いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプF	無業×無業	0.4%

（2）家庭類型（潜在）の算出

家庭類型（現状）に、就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映させて家庭類型（潜在）を算出します。結果は次のとおりです。

図表 家庭類型（潜在）の割合

タイプA	ひとり親家庭	3.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	21.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム （月120時間以上+64時間～120時間の一部）	11.0%
タイプC'	フルタイム×パートタイム （月48時間未満+64時間～120時間の一部）	16.3%
タイプD	専業主婦（夫）	47.2%
タイプE	パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）	0.2%
タイプE'	パートタイム×パートタイム （いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプF	無業×無業	0.4%

5 人口推計

計画期間における年齢各歳別の人口（推計児童数）は次のとおりです。推計児童数は、住民基本台帳の人口実績データから算出しています。

（人）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	201	192	183	174	174
1歳	219	209	200	190	190
2歳	246	235	224	213	213
3歳	267	255	243	231	231
4歳	273	259	249	234	234
5歳	332	332	333	333	319
0～5歳 小計	1,538	1,482	1,432	1,375	1,361
6歳	321	321	322	322	308
7歳	300	300	301	301	288
8歳	289	289	290	290	277
9歳	364	363	364	363	349
10歳	341	343	346	348	347
11歳	345	347	350	352	352
6～11歳 小計	1,960	1,963	1,973	1,976	1,921
合計	3,498	3,445	3,405	3,351	3,282

6 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町では、この教育・保育提供区域を町全域で1区域と定めます。これにより、通勤途上等居住エリアを超えた施設利用のニーズなどに柔軟に対応していきます。なお、区域内で特定のエリアに事業が偏在することのないよう配慮して、基盤整備を行っていくこととします。

7 教育・保育及び地域型保育事業

(1) 1号認定(満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども)

現在、町内にある私立幼稚園は5か所です(平成27年度変更なし)。

(確保方策)

幼稚園を希望する保護者が多いことに配慮しつつ、幼稚園の認定こども園への移行を推進します(平成29年度から移行開始、平成31年度までに3か所)。

【年度別見込量】

(単位:人)

	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み	541	525	512	495	486
1号認定	541	525	512	495	486
確保方策	945	945	930	915	900
認定こども園(幼稚園型)	-	-	90	285	445
施設数(か所)	-	-	1	2	3
確認を受けない幼稚園	945	945	840	630	455
施設数(か所)	5	5	4	3	2
-	404	420	418	420	414

(参考)

平成26年度に町内在住者で幼稚園(町内・町外)を利用している3~5歳の人数は、606人です。

(2) 2号認定(満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども)

2号認定については基本的に保育施設(施設型給付)で対応していきますが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園の認定こども園の移行にも取り組んでいきます。

平成26年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が2か所、認定保育施設(認可外で県の基準を満たすもの)が2か所です。

平成27年度には、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

(確保方策)

幼稚園の認定こども園への移行を推進し、1園あたり15人の2号認定子どもの受入れを目指します(平成29年度から移行開始、平成31年度までに3か所)。

町内の保育施設の認可化を進めるなど認可保育所を整備します(平成29年度までに6か所整備、うち1ヶ所は小規模保育施設からの移行)。

【年度別見込量】

(単位:人)

	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み	289	281	274	266	260
2号認定(教育ニーズ)	81	79	77	75	73
2号認定(その他)	208	202	197	191	187
確保方策	165	165	243	258	273
認定こども園(幼稚園型)	-	-	15	30	45
施設数(か所)	-	-	1	2	3
認可保育所(公立)	60	60	60	60	60
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	105	105	168	168	168
施設数(か所)	3	3	5	5	5
-	-124	-116	-31	-8	13

(参考)

平成26年度に町内在住者で認可保育所(町内・町外)を利用している3~5歳の人数は、155人です。

(3) 3号認定（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

3号認定については基本的に保育施設（施設型給付）で対応していきますが、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）にも取り組みます。

平成26年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が2か所、認定保育施設（認可外で県の基準を満たすもの）が2か所です。

平成27年度には、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

(確保方策)

町内の保育施設の認可化を進めるなど認可保育所を整備します（平成29年度までに6か所整備、うち1ヶ所は小規模保育施設からの移行）。

家庭的保育事業（保育ママ）を実施します（平成27年度に検討、平成28年度に養成開始、平成29年度から実施予定）。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み	184	176	168	159	159
確保方策	129	129	157	167	177
認可保育所(公立)	40	40	40	40	40
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	70	70	107	107	107
施設数(か所)	3	3	5	5	5
小規模保育事業	19	19	0	0	0
事業者数(か所)	1	1	-	-	-
家庭的保育事業	0	0	10	20	30
人数(数)	-	-	2	4	6
-	-55	-47	-11	8	18

(参考)

平成26年度に町内在住者で認可保育所（町内・町外）を利用している0～2歳の人数は、100人です。

(4) 平成27年度の町内施設の利用定員予定(参考)

平成27年度の町内施設の利用定員は、次のとおり予定しています。

(単位:人)

分類	施設名	定員	年齢内訳					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立保育所	A	100	5	17	18	20	20	20
	小計	100	5	17	18	20	20	20
私立保育所	B	85	10	12	15	16	16	16
	C	30	2	2	5	7	7	7
	D	60	6	9	9	12	12	12
	小計	175	18	23	29	35	35	35
小規模保育施設	E	19	3	5	11			
	小計	19	3	5	11			
私立幼稚園	F	105				35	35	35
	G	210				70	70	70
	H	140				40	45	55
	I	315				105	105	105
	J	175				55	60	60
	小計	945				305	315	325
合計		1,239	26	45	58	360	370	380

8 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

地域の取組内容によって、「子育てコーディネーター」「保育コンシェルジュ」などと呼ばれています。

(確保方策)

すでに子育て支援センターで同様の事業を行われていることをふまえ、当面は子育て支援センターで対応することとします。

また、平成27年度以降によりよい事業の実施形態の検討を行います。

【年度別見込量】

(単位：か所)

	平成26年度	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み		1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

(参考：子ども・子育て会議での主な意見)

葉山は転入者が多いので、実施してほしい内容の事業である。

町役場には必ず行く機会があるので、機能は町役場においた方が効果的ではないか。

いろいろなタイプの親がいることをふまえ、子育て支援センターは地域の資源の一つと考え、情報提供や相談の機能は町役場においた方がよいのではないか。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センターのひろば事業などが想定されています。

(確保方策)

子育てひろば事業を実施する場所の数を確保方策とします。

現在、子育て支援センターと児童館・青少年会館でひろば事業が行われていますが、平成27年度以降、よりよい実施形態の検討を行います。

【年度別見込み】

(単位：人回/月)

	平成26年度	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み		1,783	1,703	1,625	1,545	1,545
確保方策(か所)	8	8	8	8	8	8
地域子育て支援 拠点事業	1	1	1	1	1	1
その他	7	7	7	7	7	7

(参考：ニーズ調査結果)

子育て支援センターを利用している人が33.8%、児童館・青少年会館のひろばを利用している人が37.1%となっています(複数選択可)。

(参考：子ども・子育て会議での主な意見)

子育て支援センターと児童館で実施しているひろばの内容に差があることをふまえ、児童館の体制をより充実してもよいのではないかと。

住んでいる場所によって子育て支援センターが利用しづらい人もいますので、他の地域にも子育て支援の拠点になるところが必要ではないかと。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(確保方策)

従来から行われている事業ですが、平成27年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人回)

	平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み	2,490	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
確保方策	2,490	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(確保方策)

従来から行われている事業ですが、平成27年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み	228	201	192	183	174	174
確保方策	228	201	192	183	174	174

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

「養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業」と「要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業」です。

葉山町では、それぞれ「養育支援家庭訪問事業」及び「児童相談事業」という名称で実施しています。

(確保方策)

従来から行われている事業ですが、平成27年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み	70	70	70	70	70	70
確保方策	70	70	70	70	70	70

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

(確保方策)

葉山町では児童相談所の一時保護等で対応することとし、事業の実施予定はありません。必要に応じて事業の実施を検討していきます。

【年度別見込量】

(単位：人日)

		平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み		0	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0
-		0	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(確保方策)

毎年度、のべ100人日(利用回数)を増やし、量の見込みに合う提供体制を整えます(平成27年度から開始し、平成31年度に目標達成)。

支援会員を養成するほか、依頼会員と支援会員のマッチングに取り組みます。

【年度別見込量】

(単位：人日)

	平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み	968	1,412	1,412	1,417	1,417	1,355
確保方策	968	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
-	0	-412	-312	-217	-117	45

(参考：子ども・子育て会議での主な意見)

依頼会員の数は年々増えているが、支援会員として活動できる人は限られている。

ボランティアであることを前提に考える必要がある。

依頼側としては支援会員が変わることには不安がある。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

(確保方策)

一時預かりを提供できる場所を増やします(平成27年度から開始し、平成31年度に目標達成)。

幼稚園では、すべての施設での預かり保育の実施を目指します。特に、長期休暇中の預かり保育に対応できる施設数を増やします。

保育所では、待機児童の状況(通常保育の受入れ状況)をふまえながら、提供できる施設数を増やします。

幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

【年度別見込量】

(単位：人日)

	平成26年度	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み		5,842	5,668	5,527	5,346	5,252
確保方策		4,000	4,000	4,600	5,200	5,800
-		- 1,842	- 1,668	- 927	- 146	548

幼稚園以外の一時預かり

【年度別見込量】

(単位：人日)

		平成26年度	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み			5,548	5,306	5,073	4,830	4,822
確保方策			2,265	2,905	3,545	4,185	4,825
一時預かり	人日		2,265	2,905	3,545	4,185	4,825
	か所		3	4	5	6	7
-			-3,283	-2,401	-1,528	-645	3

(参考：ニーズ調査結果)

不定期の教育・保育事業の利用希望について、利用したいが過半数を占めています。

利用目的は、「私用やりフレッシュ目的」が7割以上で最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が約6割となっています。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

(確保方策)

保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていきます。

【年度別見込量】

(単位：人)

		平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み		255	273	264	255	244	242
確保方策	人	255	294	294	375	375	375
	か所	2	5	5	6	6	6
-		0	21	30	120	131	133

平成26年度実績は4月1日現在

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

(確保方策)

病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで一部実施されており、引続き継続します。

病児保育は平成27年度から検討を開始し、平成29年度からの受入れを目指します。受入れ施設は、1日あたり3人を目安とします(医療機関への併設を想定)。

【年度別見込量】

(単位：人日)

		平成26年度 (実績見込)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
量の見込み			369	356	344	330	327
確保方策		15	15	15	765	765	765
病児保育 事業	人日	0	0	0	750	750	750
	か所	0	0	0	1	1	1
ファミリー・ サポート・ センター	人日	15	15	15	15	15	15
-			-354	-341	421	435	438

病時・緊急対応強化事業

(参考：ニーズ調査結果)

子どもが病気の際の対応について、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が47.5%、「利用したいと思わない」が52.5%となっており、意見が分かれています。

病児・病後児保育の望ましいと思う事業形態については、「保育所等に併設した施設」が72.4%、「小児科に併設した施設」が71.5%となっており、いずれも7割を超えています(複数選択可)。

病児・病後児保育を利用したくない理由としては、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が66.9%、「親が仕事を休んで対応する」が55.1%となっています(複数選択可)。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（確保方策）

平成27年度から徐々に供給量を拡大し、平成31年度に目標達成します。

2年に1ヶ所のペースで（平成27年度に1ヶ所、平成29年度に1ヶ所、平成31年度に1ヶ所）学童クラブを新設することを目指します。

小4～小6の全面的な受入れは、平成29年度に開始することを目指します。

児童館の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、他のクラブの設置状況により実施方法の見直しを行うこととします。

【年度別見込量】

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度 （推計）	平成28年度 （推計）	平成29年度 （推計）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）
量の見込み		337	338	340	340	330
小学1～3年		197	197	198	198	190
小学4～6年		140	141	142	142	140
確保方策		210	210	320	320	360
登録児童数		210	210	320	320	360
-		-127	-128	-20	-20	30

（参考）

放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）については、放課後児童クラブの設置状況をふまえながら実施検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(未定)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

量の見込み、確保方策を示さない事業です。

(対応案)

今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(未定)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

量の見込み、確保方策を示さない事業です。

(対応案)

今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるよう必要に応じた事業実施に努めます。

9 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知していきます。

教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることをふまえ、特に幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。

認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。

10 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な情報提供を行います。

11 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

12 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の充実

(1) 町役場内における各部署の連携強化

関係部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や町民との協力

本計画の推進のためには、町役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「葉山町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においても、定期的に各施策・事業の進捗状況を把握します。

3 国・県等との連携

本計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

